



学校法人やまざき学園
幼保連携型

認定こども園

釜井台幼稚園

重要事項説明書

R5.9.1 版



もくじ

○幼保連携型認定こども園について、運営方針、提供する教育・保育の内容	2
○法人の理念・理事長あいさつ	3
○園長メッセージ	4
○新園舎・新園庭がキッズデザイン賞を受賞しました。	5
○保育目標 / 私たちが子どもに保証したいこと / 認定こども園釜井台幼稚園が目指す保育	6
○教育・保育を日々アップデートしています	7
○教育のビジョン～こころも からだも たくましく～	8
○建学のコンセプト～3つのキーワード～	8
○教育の特色 01 からだをつくる 02 こころをみがく 03 自分で考え行動する力を育てる 幼児体躯専門講師による「体育指導」/遊びの中の環境設定/けがは子どもの権利です/人と関わる力を育てる/認められる経験/できる?できない?/センス・オブ・ワンダー～ドキドキ!ワクワク!する経験を!/考えるって楽しい・難しいって面白い	9
○「育みたい資質・能力」～予測困難な社会を生きる子どもたちのために～	14
○「主体的・対話的で深い学びってなに?アクティブ・ラーニング	15
○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	16
○社会情動的スキル・非認知能力～粘り強く取り組む力は、子ども時代に育つ～	17
○愛情豊かに、応答的に関わる、生まれた時から人権を持つ一人の人間として尊重する	18
1. 園概要・園児数及びクラス数・教職員一覧・園舎見取り図	19
2. 認定区分について	22
3. 開園日及び休園日	23
4. 利用時間、早朝保育、預かり保育・延長保育	24
5. 園生活 1日のイメージ	25
6. 慣らし保育	26
7. 土曜日保育	26
8. 園児の服装・持ち物	27
9. 基本的生活習慣	28
10. 登降園の際の留意点	28
11. バス利用について	30
12. 園の駐車場	30
13. IDカードの使い方・園児の安全管理	31
14. 給食	32
15. 着替え・汚れた・濡れた衣類の取扱い	33
16. 健康上の留意事項	34
17. 伝染性疾患について ○インフルエンザ罹患時の対応について	35
18. 与薬について	36
19. 健康診断及び嘱託医等について	36
20. 虐待は絶対してはいけません	37
21. 緊急時・非常災害時の対策	38
22. 何か変更がありましたら早めにご相談ください	39
23. 2号・3号認定:育児休業取得時の保育の継続について	40
24. 利用の終了について	41
25. 要望・苦情等に関する相談窓口	41
26. 加入してる損害保険等	42
27. 個人情報保護に関する基本方針	43
28. コロナウイルス対策 29. 課外教室 30. とってもかんたんメール 31. 園務でパソコン・タブレット・携帯電話・トランシーバーを使用しています。 32. 感染症対策として下記の物品のご寄付をお願いしています。	45
33. 幼児教育・保育の無償化	45
34. 利用者負担費用	46
○幼児教育・保育の無償化について(参考:宇都宮市保育課作成)	49
○なんでもご相談ください。私たちは子育て応援団です	53
35. 令和3年度 クラス担任	54
○感染症 意見書・登園・登校届	55

1. 幼保連携型認定こども園について

「幼保連携型認定こども園」とは、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据え、0歳からの育ちの連続性を踏まえた教育及び保育を行います。また地域の全ての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的としています。

2. 運営方針

- (1) 認定こども園 釜井台幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域と様々な連携を図りながら、利用乳幼児の保護者への子育て支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、「こころも からだも たくましく」という教育ビジョンの下、「多様で豊かな“体験”を通してバランス良く「からだ」「こころ」「自分で考え行動する力」を育て、「こころも からだも たくましい子ども」「未来を生き抜く力」を育てる教育を目指すことを教育、保育方針とする。
- (6) 当園は、「宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日宇都宮市条例第29号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 発達の連続性の考慮した教育・保育の提供
0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。
- (2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供
満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。
満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。
- (3) 送迎希望者については、園バスによる送迎を実施します（原則1号認定児、別途利用者負担有）。

法 人 の 理 念

- 私達は、当園に関わる全ての人たちの“**幸せ**”を心から願い、援助をします。
- 私達は、**子どもが子どもらしく安心して生活できる場と時間と仲間を保障**します。
- 私達は、“**子どもを真ん中に置いた地域・社会**”の実現を目指します。

「子どもが子どもらしく遊び、生き活きと生活する」

それが私たちの保障したいことです。



当法人は、昭和 52 年の釜井台幼稚園創立以来、保護者や地域の皆様に支えられながら、『こころも からだも たくましく』をスローガンに、46 年もの長きに渡り、子ども達の将来を見据えながら幼児教育を行ってまいりました。おかげさまで平成 30 年度には卒園児数が 6,000 名を越えました。

そして、平成 31 年 4 月、私たちは『**幼保連携型認定こども園**』になりました。

長年培ってきた幼児教育の経験と、別法人ではありますが保育園を 2 園運営してきたノウハウを基盤に、幼稚園に 0 歳からの保育所機能を新に加え、今まで以上に皆様の子育てを支える園になる決意で移行しました。

超少子高齢化・気候変動・自然災害の増加・テクノロジーの進歩・グローバル化・パンデミックなど、予測困難で変化の速い 21 世紀の社会を生きていく子ども達の未来を考えると、その将来を支える力の基礎を育み、子育て世代を支える私たち保育者の役割は重要度を増していると感じます。

そこで認定こども園に移行するにあたって、今までの保育・教育を見直し、今までの良さを残しつつも、0 歳児からの発達の連続性を踏まえた『**遊びや生活の中で、環境を通して子どもが主体性を発揮できる保育・教育**』『**子どもと一緒にドキドキ・ワクワクする保育・教育**』にアップデートしています。

なぜ、アップデートするのか、と疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は今、日本の教育が少しずつ変わり始めています。**これからの教育は、学んだ知識・技能を活用し、自ら課題を発見し、他者と協同しながらその解決に向けて試行錯誤し、新たなモノ・価値・考え方を創造していく力を育むことが求められています。**これは小学校以降の教育も同じ考え方で既に授業改善が進んでいます。私たちは、子ども達が大人になった時に、必要とされる力の基礎を育てたいと思っています。それは 22 世紀までの未来を“**生き抜く力**”であり、日々の遊びや生活の中で環境（ヒト・モノ・コト）を通して育まれていくのです。

教育とは、「現在」ではなく、20 年後、30 年後、50 年後の「**生き抜く力**」を育てることです。挑戦・進化し続ける当園の教育・保育にどご理解・ご協力、そしてご期待いただけるよう心よりお願い申し上げます。

学校法人やまざき学園 理事長 山崎 直子

未来を生きる子どもたちのために、今私たち大人ができること。

それは「未来を生き抜く力」の基礎を育てること。



私たちは、子どもたちの将来を考える時、「いつまでも健康で、夢と希望を持って、幸せな人生を生きてほしい」と心から願っています。そして、22世紀まで生きる子どもたちのために、今、何ができるのかと考えた時、「未来を生き抜く力」の基礎を育てることが私たちの使命だと考えています。「未来を生き抜く力」を育てる上で私たちが大切にしたい願いは次の2つです。

まず1つ目は、自分を好きになる大人に育って欲しいということ。

周囲の大人が、過干渉にならないように気をつけながら子どもの思いや考えに寄り添って、ありのままの姿を認め、愛おしく思うこと。自分が大切にされている、愛されていると感じれば、自然と人を大切にして、関心を持ち、好きになるものだと思います。人は互いに支え合わなければ生きていけません。長い人生の中で心が折れそうになった時、一人でも良いから支えてくれる人とつながり、あきらめずに立ち上がって前を向いて歩いて行って欲しいと思います。

そして2つ目は、自分で考え行動し、責任を持てる大人に育って欲しいということ。

未来を考えたとき、今以上に変化のスピードが速くなり予測困難な社会になると言われています。そんな時代を生きる子どもたちに必要な力とは何でしょうか。それは知識や技術も重要ですが、それらを自らアップデートし、活用して課題を解決していく力や、今までにない新しい価値を作り出す力です。そしてそれを実現するには、考える力、あきらめずに粘り強く取り組む力、周囲の人と協同する力を身に付けて行って欲しいと思います。

では、それらはどうやって育んだらいいのでしょうか。それは、この乳幼児期に遊びや生活の中でドキドキ・ワクワクしながら、今しか出来ない子どもらしい体験を重ねること、そして徹底的に遊びこむことの中で育まれます。

遊びの中で子どもは周囲の環境（ヒト・モノ・コト）に興味を持って関わり、自分で考え、どうやったらもっと面白くなるか、もっと上手くできるか、失敗しても諦めずに工夫を重ね、満足感や達成感を味わいます。

また、友達との関わりの中で、自分の思いを持てるようになり、ぶつかりあい、相手にも思いがあることを知り、認め合い、折り合いをつけることを学んでいきます。

私たち保育者は、子どもを見守りながら、その思いに寄り添い、興味・関心や探究心に共感し、どうしたらこの子の思いや願いを叶えられるか、学びの芽生えにつなげるためにどんな援助や環境（ヒト・モノ・コト）を用意したら良いのか、常に考えながら一人一人の発達を踏まえた保育・教育を行っています。

保護者の皆様におかれましては、お子様と一緒に園生活を楽しんでいただければ願っています。至らない点もあるかと思いますが、子育てのパートナーとして、皆様を支えていきたいと思っています。職員一同精一杯努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

認定こども園 釜井台幼稚園 園長 山崎 英明

●子どもにとって最高の環境を目指した新園舎・新園庭が
2020 年「第 14 回キッズデザイン賞」を受賞しました。



【面積】面積 4780.51 ㎡（内園庭面積 1622.1 ㎡） 延床面積 2774.82 ㎡
 【建替え工事】H30 年 6 月着工、R 元年 8 月下旬。【園庭工事】：R 元年 9 月～11 月末完成。
 【施設】全館冷暖房、0～2 歳児クラス床暖房、全室 24 時間換気
 【セキュリティ】消防・警察直通電話、警備会社通報装置、監視カメラ、警備員不定期巡回
 【屋外環境】0・1 歳児専用の園庭、デンマーク製大型オリジナル遊具（3mクライミング）、
 木製オリジナル遊具、2 か所の砂場（山砂・川砂）、井戸水のガチャポンプ 2 台、川流れ、屋
 台、畑、花壇、食べられる実のなる樹木など、ダイナミックで自然豊かな環境。

● 乳幼児期の保育・教育は、「遊びや生活の中で、適切な環境(ヒト・モノ・コト)を通して、「主体性」「人格形成の基礎」「学びの芽生え」を育てることです ●

● 保育目標 こんな大人になってもらいたいと思いながら教育・保育をしています。

- ・センス オブ ワンダー(ドキドキ・ワクワク)を持ち続ける人
- ・自分で考え、行動し、責任を持てる人
- ・周りの人やモノとのつながりに感謝し、支え、支えられる人
- ・失敗した時や困難な時も最後まであきらめない人

● 私たちが子どもに保証したいこと

子どもが子どもらしく、のびのび、いきいき、ドキドキ、ワクワクする生活を
愛されている実感 人を好きになる喜び モノや自然と関わる楽しさを
未来につなげる 今しか出来ない 遊び体験を

● 釜井台幼稚園が目指す教育・保育

- ・子どもが慈しみ愛されていると実感できる。
※愛着関係（将来に渡る人との信頼関係の基礎と安定した情緒を育む）
- ・ドキドキ！ワクワク！する体験を積み重ねる。
- ・遊びと生活の中から子どもの「主体的・対話的で深い学び」を育む。
- ・子どもが子どもらしく生き、自らの生活の主人公となる。
- ・乳幼児期の遊びや生活（無自覚な学び）から小学校以降の教育（自覚的な学び）につなげる。

【育てたい資質・能力】

①知識・技能の基礎、②思考力・判断力・表現力等の基礎、③学びに向かう力・人間性等

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- ①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現、⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現
- ・保育者主導の“教える”“させる”保育から、子ども主体の“共に育ち合う”保育へ。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、最新の科学的根拠を元に、常にアップデートする。
- ・保育者も楽しい、子どもも楽しい、親も楽しい、ALL HAPPY！
- ・「ありのままの子どもの姿」を認め、人への基本的信頼感、自己肯定感につなげる。
- ・一人一人の子どもの姿を読み取り、適切な環境構成と援助を行い、日々保育を振り返り、改善に向けて、記録と計画を基に次の活動につなげる。全職員がPDCAを意識し質の向上を図る。
- ・結果ではなくプロセスを大切にし、その中で育まれるものを大切にする。
- ・子どもが真ん中！（大人の都合で保育をしない）
- ・見えないもの（心情・意欲・態度）を大切に育てる。
- ・保護者・地域の人財を巻き込んで、一緒に子どもを育てる。
- ・経験と育ちを振り返り、次の活動へつなげる。

●教育・保育を日々アップデートしています●

こども園移行に辺り今までと大きく変わるところは、「0歳児から保育を行う」ということです。そのため、姉妹園での実習や日常の連携、園外研修・園内研修等で積極的に最新の知識を学び直しています。そして、学んだ知識や技術を保育の改善につなげ、子どもの最善の利益のために学び続けています。

また、平成29年4月に改訂された『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（乳幼児期における教育・保育についてのナショナル・ガイドライン）に基づき、0歳児から小学校就学前までの教育・保育について、また併せて小学校以降の学校教育を見据えながら学びを深めています。

小学校以降の教育も2020年度から新たな「学習指導要領」に沿った授業内容に変わり、今まで行われてきた「教師が教え授ける形の授業スタイル」から、「子ども達が主体となり、対話などを通して自分たちの考えをまとめて課題を解決していくアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」の考え方が、生活科を中心として合科的に授業改善の視点として盛り込まれてきています。

今までの幼児教育においても上記の考え方を踏まえて保育・教育を行ってきましたが、認定こども園になるにあたり、今まで以上に「ねらいをもった環境を用意して、遊びを中心に子ども達が主体的・対話的で深い学びにつながる教育・保育」にアップデートしています。

例えば普段の保育や行事の内容を職員が決めるのではなく、子どもたちと話し合いながら一緒に考え、より子ども達の遊びや生活を充実させるための時間を確保していきます。また、保育室や園庭などの環境も子ども達の興味・関心に働きかけるように整え、22世紀まで生きる子ども達の「生き抜く力」を育んでいきたいと考えています。

もちろん全てが子どもの思うがままではなく、発達を踏まえた指導計画に基づき、「これは子ども達の成長にとって必要な経験（活動）なのか」「その中で何が育っているのか、何を学んでいるのか」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿っているのか」という3つの視点から一つずつ見直し改善していくとともに、「金井台幼稚園らしさ」とは何なのか、常に私たち自身に問い直しています。



● 教育のビジョン ～こころも からだも たくましく～

「多様で豊かな“体験”」を通して、バランス良く「からだ」「こころ」
「自分で考え行動する力」を育て、「こころも からだも たくましい」
子どもを育てる教育を目指します。

fy

幼児期は、人格の基礎を形成するとても重要な時期です。そして、その基礎が大きく豊かでしっかりしたものであればあるほど、将来の可能性が広がります。

その「可能性の芽」を大きく豊かなもの育てるために、ひとりひとりの子どもの心の動きと発達をしっかりと見極め、寄り添い、援助していきたい。

そして、仲間と一緒に泣き、笑い、怒り、喜び、楽しみ、支え合い、認め合い、**人生を自ら切り開いていくたくましさ、困難に出会っても最後まであきらめないしなやかな心、人を思いやるやさしさ、周りの人たちに感謝の気持ちを持つ、そういう人になってもらいたい。**

認定こども園 釜井台幼稚園の保育教諭ひとりひとりが、そんな思いを胸に、目の前にいる笑顔の子どもたちの将来を見据えながら、日々の教育を行っています。

● 建学のコンセプト ～3つのキーワード～



釜井台幼稚園を創立した初代理事長・園長 山崎健三は、小学校・中学校の体育教師として、子どもたちの育ちに情熱を持って深く関わってきた人でした。戦前からずっと続いた教員生活が終わりを迎える頃、「もっと子どもたちの育ちに関わりたい」、「41年間の教員経験を生かしたい」と強い想いを持つようになりました。やがてその想いは「自分は一生子どもたちと一緒にいたい」と、残りの人生を幼児教育に捧げる決意に変わっていきました。

昭和51年（1976年）開園当初、釜井台幼稚園は、鬱蒼と木々が茂る森に囲まれた一軒屋で、園庭にはうさぎやキジが遊びに来るような“森の幼稚園”でした。

そのうち道路や宅地が整備され、住宅が建ち始め、開園当初からすると周囲の環境や社会状況は劇的に変わりました。しかし、創立以来変わらず守り育ててきた想いがあります。

それは初代理事長の教育者としての長年の経験と想いから生まれた3つのキーワードです。



この3つのキーワードを柱とした教育のもと、初代理事長の想いを受け継ぐ教職員と、保護者の皆様の協力によって育てられた子どもたちは、平成30年度には6,000名を越えました。

●教育の特色●

認定こども園 釜井台幼稚園の3つのキーワードを基に、当園の教育の特色をご説明します。

01 からだをつくる

私たちは、子どもたちの将来を考えたとき、まず何よりも「体が丈夫で健康であって欲しい」と願います。丈夫な体を持っていれば、将来の選択肢がさらに広がり、豊かで幸せな人生を送る基礎となるでしょう。そのためには、幼児期から積極的に体を動かし、**運動することの楽しさを味わうことが大切**です。

1. 幼児体育専門講師による「体育指導」



初代理事長は体育教師でしたので、子どもたちの体力を育てることを第一に考えていました。そのため開園当初から幼児体育専門の講師と連携し、子どもの発達に配慮しながらその運動能力を伸ばすだけでなく、体を動かす楽しさ・喜びを味わえるようなプログラムを考え指導してきました。また、体育指導を通して、**協調性や最後まであきらめずにやり抜く心**も育てています。

2.遊びの中の環境設定



例えば、高低差や起伏のある場所をつくることで、遊ぶうちに自然に体幹が育ちます。ドングリや食べられる木の実、花壇や畑を作ることによって旬の食べ物がわかったり、虫が来て命の不思議を感じたり、遊びにそれらを取り込もうとします。水・砂・土・泥・植物・生き物などの環境に自ら働きかけることで、興味・関心・好奇心・探究心・試行錯誤を育みます。また既存の遊具は、他園には無いスケールとデザイン、ダイナミックに遊べる要素を兼ね備えています。特に高さ 2m 40 c m と 3 m の二つのクライミングウォールは子どものチャレンジする意思とあきらめない意欲を育てます。誰でも遊べる遊具だけでなく、ちょっと難易度が高い遊具を設置することで、子どもの危険回避能力と身体をバランス良く発達させる力を育てるねらいも持っています。それ以外にもログハウスのある第2園庭・みど

りの広場、園の畑、2つの姉妹園の庭、病院の森、近隣の公園など豊かな環境を活用し、様々な体験・経験を通して健康な体と心を育てていきます。

3. ケガは子どもの権利です

かわいい子どもにできるだけケガをさせたくない。それは、親心であり、私たちも同じ思いです。しかし、同時に「ケガは子どもの権利」だと私たちは考えます。

上記にあるように、園の設備には様々な配慮をし、過去のケガの事例を教職員全員で検討し、常に改善を図っています。しかし、それでも小さなケガは日常です。私たちは考えました。どこまで改善すればよいのでしょうか？どこまでやれば子どもたちはケガをしなくなるのでしょうか？園だけが安全でも一歩外に出れば危険がいっぱいなのではないのでしょうか？

安全な保育とは、子どもを危険から遠ざけることではありません。子どもにとって一番危険なのは、「体験が無くて自分が置かれている危なさを知らないこと」です。「自分で自分の身を守る力＝危機回避能力」を遊びの中で育てることは、子ども時代に必要な体験だと考えます。子どもは自分の力に応じて、小さな危険を経験することで、自らを守る感覚や力を養い、やがてそれは大きな事故やケガを防ぐ力になります。私たち大人は、子どもの前に落ちている小石を、子どもがつまずく前に一生拾い続けることはできません。であれば、つまずかない様に気を付けて歩く知恵や工夫を養い、つまずいても（失敗しても）自分の力で立ち上がる力を養うことが教育であると考えています。



02 ところをみがく

1. 人と関わる力を育てる



こども園は、人生で初めて出会う“社会”“子どもたちの世界”です。その中で芽生える様々な感情、泣いたり、笑ったり、怒ったり、うれしくなったり…。自分の思いを相手に伝えるため、子どもは言葉や体を使って表現する方法や社会性を、友だちや教師との関わりの中で学んでいます。そして、お互いの思いを受け止め、共感する、反発する、折り合いをつけることができる

ようになり、コミュニケーション能力を高めながら、仲間との絆を深めていきます。私たちは、子どもの思いを読み取りながら、「時には寄り添いながら一緒に考え、時には離れて見守る保育」を心がけています。

2. 認められる経験

「あなたがいてくれて本当にうれしい」、「生まれてくれてありがとう」、「あなたが大好きだよ」。そんな思いを言葉で伝えていますか。赤ちゃんの頃からそう言われて育った子どもは、「自分はかけがえのない大切な存在」「愛されている存在」なんだと実感できるようになります。

逆に否定的な言葉を繰り返しかけられると「自分はダメな存在なんだ」「必要とされていないんだ」と自分を否定的にとらえ、自分だけでなく他者を信じることができなくなります。

自分という存在にかけがえのない価値があると自覚することを「自己肯定感」と言います。そして自分が大切にされていると感じる子どもは、「自信」「困難を乗り越える力」「自分を励ます力」「思いやり」「やさしさ」などを持てるようになります。

生きる力の根っこは、温かい関わりと言葉、認められる経験を乳幼児期にどれだけ積んだかということが大切であり、それが今後の人生に大きな影響を及ぼす重要なファクターの一つであると考えています。



3. できる？できない？それってそんなに重要？



まず私たち大人が受け入れなければいけないことは、まだまだ出来ないことが多いのは当たり前、個人差も当然あるということです。「できる」ということだけを重視すると、その過程でゆっくり進む子や、なかなかできない子は評価されにくい。私たち大人がそのことを否定的にとらえると、子どもはそれを感じ取り、自分でやろうという意欲を失うばかりか、そのことを嫌いになり自ら進んで取り組もうとしなくなります。何でもできる子と同じようになるために、できない子はものすごく努力をしなければならない。私たちはその努力を、苦勞を、頑張りを認めていきたい。何かができるようになるには、子ども自身が選び取り、大人ができるだけ手を出さずに長い目で見守ることが重要です。出来ないことに一喜一憂するのではなく、長い目で子どもの育ちを見守っていきたいと考えます。

また、出来ないことが出来るようになるには、出来ることを認め伸ばし、認められる喜びを経験させることで、苦手なものにもチャレンジしようという意欲を芽生えさせることも大切です。私たちは、子どもが本来持っている力を引き出し、長所や短所を含めてありのままの自分を好きになれるよう「認めて伸ばす保育」を心がけています。

4. センス・オブ・ワンダー ～ドキドキ！ワクワク！する経験を！～

私たち大人が子どもの感性や意欲を育てる時、どのように関わったら良いのでしょうか。ある時出会った本に、幼児期の子どもの内面を育てるためのヒントが、わかりやすく美しい言葉で書いてあったので紹介します。

本の名前は、「センス・オブ・ワンダー」。著者はアメリカの海洋生物学者、レイチェル・カーソンさんです。著者が幼い子どもと一緒に自然を探索した体験をもとに書かれたエッセイで、子どもたちと自然の中に出かけ、神秘さや不思議さに目をみはる感性を育み、分かち合うことの大切さを伝えています。

もしもわたしが、すべての子どもの成長を見守る善良な妖精に話しかける力をもっているとしたら、世界中の子どもに、生涯消えることのない「センス・オブ・ワンダー＝神秘さや不思議さに目を見はる感性」を授けてほしいとたのむでしょう。

「知る」ことは「感じる」ことの半分も重要ではないと固く信じています。子どもたちがであう事実のひとつひとつが、やがて知識や知恵を生みだす種子だとしたら、さまざまな情緒やゆたかな感受性は、この種子をはぐくむ肥沃な土壌です。幼い子ども時代は、この土壌を耕すときです。美しいものを美しいと感じる感覚、新しいものや未知なものにふれたときの感激、思いやり、憐れみ、賛嘆や愛情などのさまざまな形の感情がひとたびよびさまされると、次はその対



象となるものについてもっとよく知りたいと思うようになります。

そのようにして見つけた知識は、しっかりと身につきます。消化する能力がまだそなわっていない子どもに、事実をうのみにさせるよりも、むしろ子どもが知りたがるような道を切りひらいてやることのほうがどんなにたいせつであるかわかりません。

レイチェル・カーソン著、上遠 恵子訳「センス・オブ・ワンダー」新潮社

(※本文より一部抜粋)

「不思議さや神秘さに目を見張る感性」、簡単に言えば「ドキドキ!」「ワクワク!」

「これなんだろう?」「不思議だな?」「面白い!」「もっとやりたい!」「もっとしりたい!」・・・。
私たちは子どものこんな想いを大切にしたいと考えています。

そして大人になっても持ち続けられれば、きっと豊かな人生を送ってくれると信じています。

私たちは、子どもの興味・関心を広げ、感性を刺激し、「意欲を育てる保育」を心がけています。

03 自分で考え行動する力を育てる

私たちは、遊びや生活を通して、『自分で考え行動する力』が身に付く様、きっかけづくりや環境の設定などを通して、子どもの興味・関心に働きかけ、意欲を持って取り組み、自分でどうしたら良いか考え、工夫し、行動し、遊びを通した学びを深めるよう促しています。

そして成功した時は一緒に喜び、その頑張りを認め、失敗したときは、一緒に悔しがり、その努力を認めて、次への意欲が持てるよう援助していきます。

1. 考えるって楽しい 難しいって面白い



子どもは「ああ、楽しかった!」という経験をした時、「またやりたい!もっとやりたい!」という意欲につながります。楽しさは、子どもが自ら考え、チャレンジする原動力になるのです。

先生に決められた1日だけの活動ではなく、毎日子どもたちが主人公になって、自分たちの遊びや生活をデザインしていく。そのような「明日へつながる保育」はとても面白く、話し合ったり、気づいたり、試行錯誤したりする経験を重ねる中で、小学校以降の教育やその後の人生

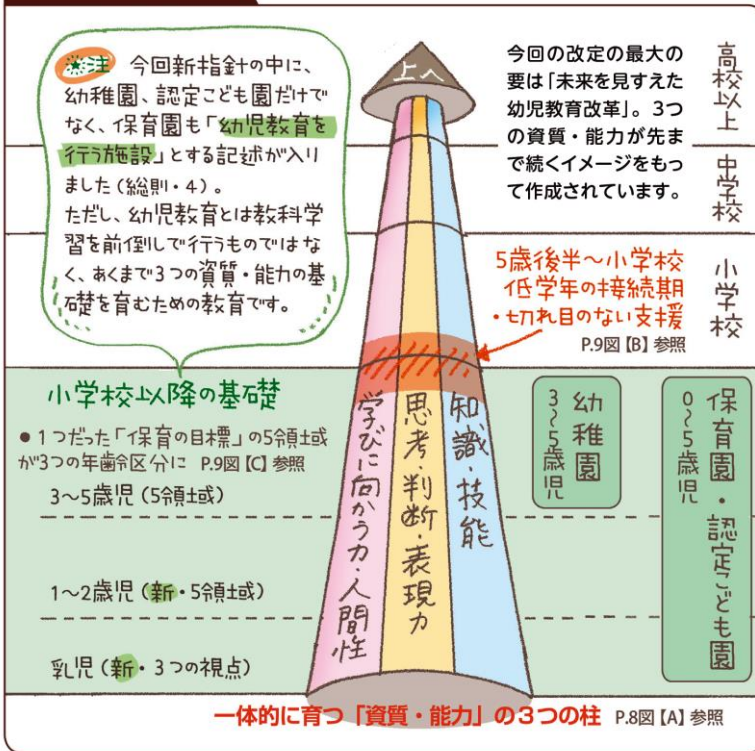
につながる学びの芽生えが育っていきます。

子どもたちは遊びや生活の中で、失敗したり、つまずいたり、試行錯誤を繰り返しながら、そのプロセスを楽しみ取り組みます。誰にでも得手不得手があるので、「できた、できない」「早い、遅い」などの結果ではなく、子どもが自分で考える・試す。その過程・プロセスの中で今後の学びや人生を支えていく力が育つと考えます。

●「育みたい資質・能力」 予測困難な社会を生きる子ども達のために

3つの資質・能力とは？

幼児教育に関する指針・要領改定ポイント



●「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする。

●「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。

●「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

この「3つの資質・能力」は乳幼児期に遊びや生活の中でその基礎が育まれ、小学校以降の教育だけでなく生涯を通して育まれていきます。

では乳幼児期において、それはどのように育まれていくのでしょうか？

→適切な環境や保育者等の関わりの中「遊び」や「生活」の中で育まれていきます。

幼児期に育みたい3つの資質・能力の柱(図[A])

「3つの資質・能力は勝手に育つ」のではなく、適切な環境設定や、保育者の応答的な関わりによって育っていきます。

〈3つの資質・能力のイメージ〉

①個別の知識・技能

(=個別知)

②思考力・判断力・表現力等

(=実践知)

③学びに向かう力、人間性等

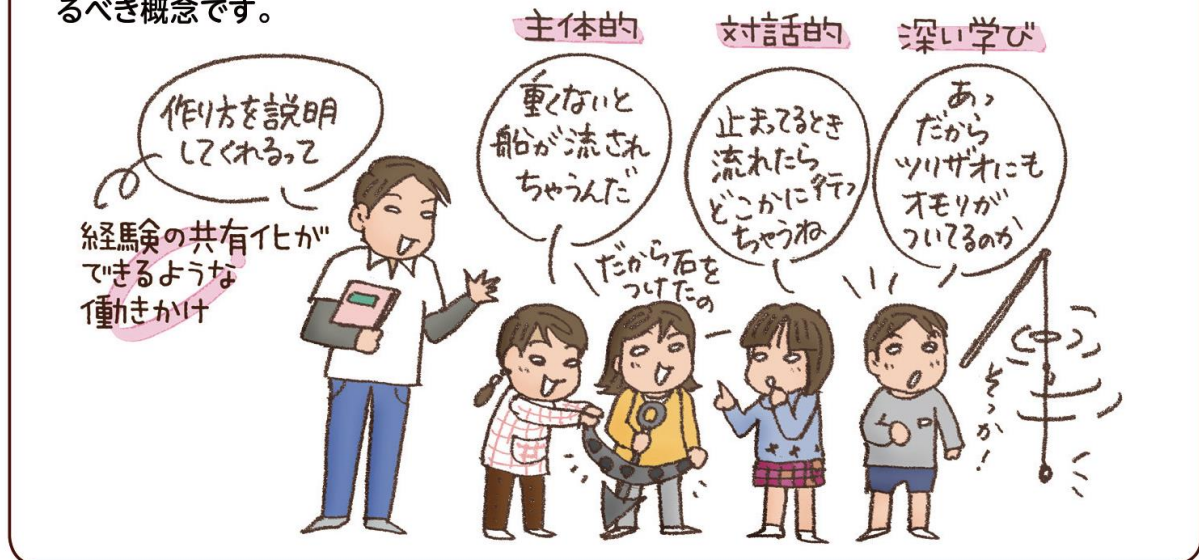
(=人格知)



● 「主体的・対話的で深い学び」ってなに？ アクティブ・ラーニング

主体的・対話的で深い学び

実際にその資質・能力を育むための手法とされるのが「主体的・対話的で深い学び」。今回保育指針には書かれていませんが、これはすべての保育・教育施設で共有されるべき概念です。



- **主体的**：自分からやろうとすること。同時にそこに見通しを持ち、遊びを振り返ること。
- **対話的**：自分以外の誰かの考えを取り込みながら、自分もまた考えを出すこと。
- **深い学び**：「なぜ」「どうやって」が入ってくるような活動の中で生まれるもの。物事の本質に迫る、その理由を考えるということ。

これからの時代は、ただたくさんの知識を持っているだけでは、活躍が難しいと言われています。
答えの出ない問いに対し、自分なりの考えを持ち意見を言えるか、そして周囲の人たちと協力して問題を解決していくことが求められていきます。こうした力を身に付ける為、遊びや生活の中で「主体的・対話的で深い学び」につながる保育を心掛けています。

「主体的・対話的で深い学び」というのは、「アクティブ・ラーニング(能動的な学習)」のことで、2020 年より全ての小学校以降の教育でも授業改善の視点として導入されています。

簡単に言うと私たち大人が子どもの頃受けた先生が教えることで知識を得ていく受け身の授業スタイルに加えて、子ども達自身が課題に基づいて友だちと対話しながら協力して試行錯誤しながら答えを探していく学習スタイルが取り入れられていくということです。

実は、園での遊びや生活の中で「主体的・対話的で深い学び」が既に長年行われています。つまり、乳幼児期の遊びの中で育まれているものが、しっかりと小学校以降の教育つながっているということなのです。子どもの遊びは学びの芽生え（無自覚な学び）であり、小学校以降の教育（自覚的な学び）につながる重要な役割を果たしています。

● 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼稚園や保育園って、ただ遊んでいるだけだよな」。「文字とか数とか幼稚園で教えてくれるのかしら」。「小学生になった時に授業についていけるのかしら」。きっと皆さんの中にはそのように思っ
てらっしゃる方も多いと思います。

子ども達は遊びの中で様々なことを学んでいます。理屈ではなく遊びや生活の経験・体験の中で概念や興味・関心・探求心が育つと考えてよいでしょう。例えば、お店屋さんごっこの看板や案内や、友だちとの手紙のやり取りなど、「書きたい、伝えたい」という自らの思いを持ち、書こうとする姿が見られます。初めて見た虫の名前や食べるものを図鑑で調べたり、好きな絵本を小さい子に読み聞かせたいという思いから必死に読んだりする姿もあります。こうした思いと経験の積み重ねが、小学校以降の教科教育にしっかりつながっています。

乳幼児期の教育・保育は決して学校の授業の先取りではありません。しかし、わかりづらく伝わりにくいので、乳幼児教育で私たちが育って欲しいと思っているものを10の姿で表現しました。

この姿は幼児教育と小学校をつなぐものであり、学習の基礎となるだけでなく、その後の人生の基礎になります。私たちは、5歳児の終わりごろまでにこんな姿が見られると良いなと意識しながら、1人1人の発達に配慮し、ねらいや指導計画に基づいて日々の保育を行っています。

幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」(図[B])

幼児期の育ちが上まで続いていくことをイメージしやすくするために、今回、小学校との接続期・幼児期の終わりまでに「育ってほしい10の姿」が5領域から書き出されました。

〈「10の姿」の例〉

1 健康な心と体 あの木の实 取りたい！ 毒あるかな？ ヒョーン！	2 自立心 この箱を 合にはよう 「自分で」 オモッ	3 多品同姓 いっしょに！ 「サンキュ」	4 道徳性・規範意識の芽生え え？ 「取っていいの？」 それ
5 社会生活との関わり 兄ちゃん はマズイ って 言てたヨ 「食べられるかな？」	6 思考力の芽生え つまり 食べたって いうこと？ 「だから 毒じゃな いよね？」	7 自然との関わり・生命尊重 あ、鳥が 食べる！ 「フンした！」	8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 木の 名前 あった！ 「カンボク」 「ホント だった」
9 言葉による伝え合い 先生！「カンボク」って 木で鳥が... 「へえ、フンの中には きとタネが...」	10 豊かな感性と表現 としや	★これらの10の姿は到達目標ではなく、保育の振り返りの足がかりにしたり、小学校の先生と共有するための言葉 育ってるよね？ 「支援の過不足は なかったかな？」	

● 社会情動的スキル・非認知能力

～「あきらめずに粘り強く取り組む力」、「試行錯誤・工夫する力」、「人と協力する力」は、
子ども時代に育つ～



粘り強く取り組む力は、幼児期に「心情・意欲・態度」という言葉で表される「学びに向かう力」のことです。難しいことにもあきらめずに挑戦する、粘り強くやり遂げようとする、友だちと協力しながら頑張る、というような力。これを「社会情動的スキル」または「非認知能力」と呼びます。

この非認知能力は4歳ぐらいからぐんぐん伸び始め、幼児期に大きく育まれます。逆に言えば大人になってからは身につけることが難しい脳の働きで生理的メカニズムです。この力を育む為には、2つのポイントがあります。

一つは「やりたいこと」であるということ。子どもは自分のやりたいことを実現する為に物事に粘り強く取り組むようになっていきます。例えば泥団子。ピカピカにするために2時間以上も磨き続けます。

もう一つは、「自分の気持ちを調整すること」ができるということ。飽きてきたり、嫌になったり、疲れてきた時に自分を励ます力です。例えばコマ回し。何度やっても上手く廻らない、でも廻したい、そんな時、「もうちょっとだけやってみよう」「あとちょっと頑張ってみよう」と、自分を奮い立たせています。そしてその気持ちを支えているのが周りの友達の応援や保育者・保護者の見守りや励ましです。この記憶や経験の積み重ねが、大人になって困難な状況に直面した時に諦めずに立ち向かえる力になるのです。

私たちは、これからの社会・未来を生きていく子どもたちに、この乳幼児期にしかできない体験を積み重ね、より良い未来の創り手となるために必要となる『資質・能力の基礎』を育てていきたいと考えています。

いつまでも子どもを愛し続け、見守り続け、支え続け、助け続けてあげたい。それが親の思い。でも子どもはいつか親の元から巣立っていきます。それならば、これからの社会・未来を生きていく子どもたちの将来を見据えて、人生を支える力を乳幼児期の今から育てていきたいと考えています。

その為に私たちにできることは、一人1人の発達を理解し、しっかりと子ども達の興味・関心・思いに寄り添い、適切な環境（ヒト・モノ・コト）を通して、子どもが主体的に活動する場と時間と仲間を保障することです。そして、それはどちらかというと、大人が教え授けるよりも、子ども自身が主体となって身につけていくものだと考えています。

●『愛情豊かに、応答的に関わる』

●『生まれた時から人権を持つ一人の人間として尊重する』

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な時期です。また長年の様々な研究・調査から、「0・1歳の頃の愛着関係・応答的な関わりが将来に非常に大きな影響を与える」ということがわかってきました。

0・1歳の時期は、周囲の大人から愛情をたっぷり注がれ愛されている実感を持つことが大切です。その為には、愛情豊かに、応答的（子どもの気持ちに温かく答える）に関わり、子どもが安心して“初めての世界（社会）”に関われる環境を作ること。

子どもは、安心して信頼できる大人との関係を基地として、身の周りにある人やモノ、自然などに興味・関心を持ち、自ら関わるようになっていきます。

その姿を温かく見守り、気持ちに共感していくことで、人が人として豊かに生きていくための様々な能力の基礎が培われていきます。それが人への基本的信頼感、社会性の発達、情緒の安定、自己肯定感、学力の定着に繋がり、人生を支える糧となります。

そして当たり前のことですが、生まれたばかりの赤ちゃんも憲法で保障された基本的人権を持つ1人の人間として接する。それを忘れないことが重要です。

子どもは子ども自身の人生を生きる権利があり、それは親の思い通りにいくものではありません。親や周囲の大人は、子どもを愛おしみ、その成長を願い、信じて寄り添い、一人の人間として自立できるよう側で励ましながらかみ守る存在です。

また、子ども時代に適切な環境（ヒト・モノ・コト）のなかで遊び込み、仲間と一緒に生活する中で、自ら人生を切り開く力（生き抜く力）の基礎が培われます。

0・1歳児は、ゆるやかな担当制をとっています。保育者一人に対し子ども3名程のユニットを組み、食事の介助・着替え・排泄の世話など、「自分が困った時に頼れる大人はこの人」と子どもがわかりやすいようにしています。ユニットは月齢・興味・関心・登園時間等を勘案し決めていきますが、固定ではありません。これは人への基本的信頼感が育つ0・1歳児の時期ならではの取り組みで、将来の情緒の安定に繋がります。

●チームティーチング

当園では、「自分のクラス子どもたちだけではなく、他のクラス・他の学年の子どもたち全員を、教職員全員で愛情を持って育てていこう」というスタンスのもと教育を行っています。

担任する子どもたちはもちろんですが、それ以外の子どもたちとも積極的に関わるよう心掛けています。

また、担任以外の職員室や補助の先生たちも、経験と専門知識をもとに、子どもたちや担任の先生たちを積極的にフォローしています。



1. 園概要

学校法人やまざき学園 幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園

〒329-1104 宇都宮市下岡本町4-5-4 TEL 028-673-0238 FAX 028-673-0372

E-mail : info@kamaidai.ed.jp HP : http://www.kamaidai.ed.jp

開設日	平成 31 年 4 月 1 日	認可定員	365 名	利用定員	365名
理事長	山崎 直子		園長	山崎 英明	
実施する事業の種類		早朝保育 預かり保育 延長保育 特別支援教育			
自己評価・第三者評価		職員による教育・保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育・教育及び保護者支援の質向上に努めています。外部評価は今後実施予定です。			

園児数・クラス数・職員配置状況（令和5年5月1日現在）

学年・クラス名	利用定員 (1号260) (2・3号105)	1号 認定	新2号 新3号 認定	2号 3号 認定	園児数	最低 配置 基準	担任	保育 補助	1クラス の園児数
5歳児 うめ・もも・ さくら・りんご	1号認定80 2号認定20	52	4	41	97	30:1 4	4	保育補助2名 指導保育教諭1名 指導保育教諭1名	24~25
4歳児 きく・ひまわり・ たんぽぽ・ちゅうりつぷ	1号認定80 2号認定20	50	3	30	83	30:1 3	4	保育補助4名	20~21
3歳児 すみれ1・2・3・4	1号認定80 2号認定20	62	3	39	104	20:1 6	4	保育補助4名	26
満3歳児・2歳児 つばみ1・2	1号認定20 2・3号認定18	1 +13	0	23	24 (37)	6:1 7	6	保育補助1名	12~19
1歳児 ふたば1・2	3号認定15			20	20	6:1 (3:1) 4 (8)	6	子育て支援員1名	10
0歳児 まめ	3号認定12			6	6	3:1 2	2	保育補助1名 看護師1名 子育て支援員1名	6
合計	365	165 178	10	159	334 347	25	26	17	

※満3歳児（1号認定）は5月以降、誕生日翌月から順次登園。赤字は満3歳児全員が登園開始した数

※2・3号認定園児数÷2・3号利用定員数=1.51（151%）

クラス編成について

0歳児は1クラス、1歳児・2歳児は2クラスです。3歳以上は4クラスになります。1歳児クラスからは複数クラスになるので、毎年クラス替えがあり、担任も子どもも変わります。

クラス替えをする時の基準は、認定区分・男女比・月齢・発達・性格・通園方法・進学先（年長）等がバランス良くなるよう担任・主幹が話し合い、園長が最終決定しています。

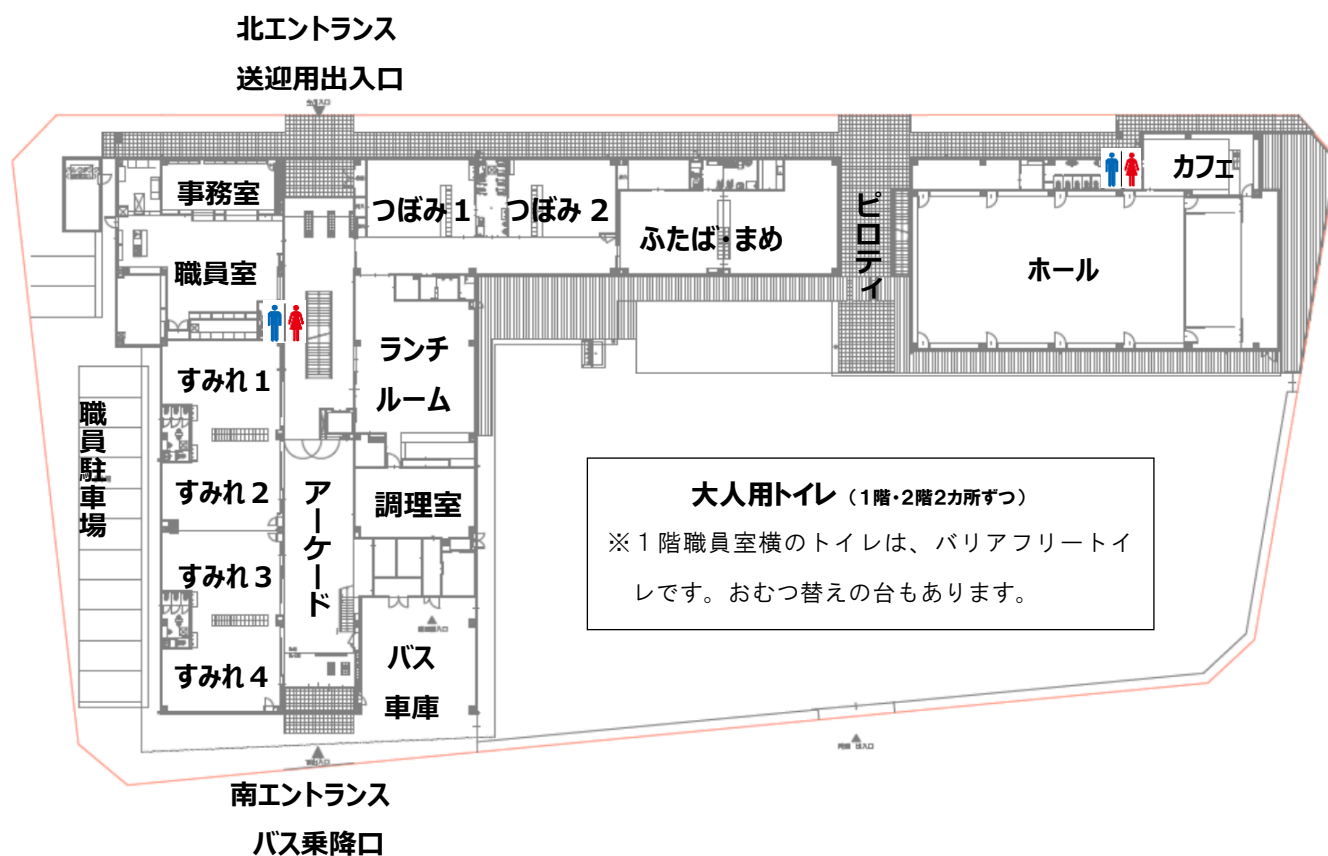
令和5年度 教職員一覧 令和5年5月1日現在（教職員 64名）

外部委託：栄養士・給食調理員 5名、幼児体育専門講師 2名、産業医 1名、嘱託医 2名、薬剤師 1名

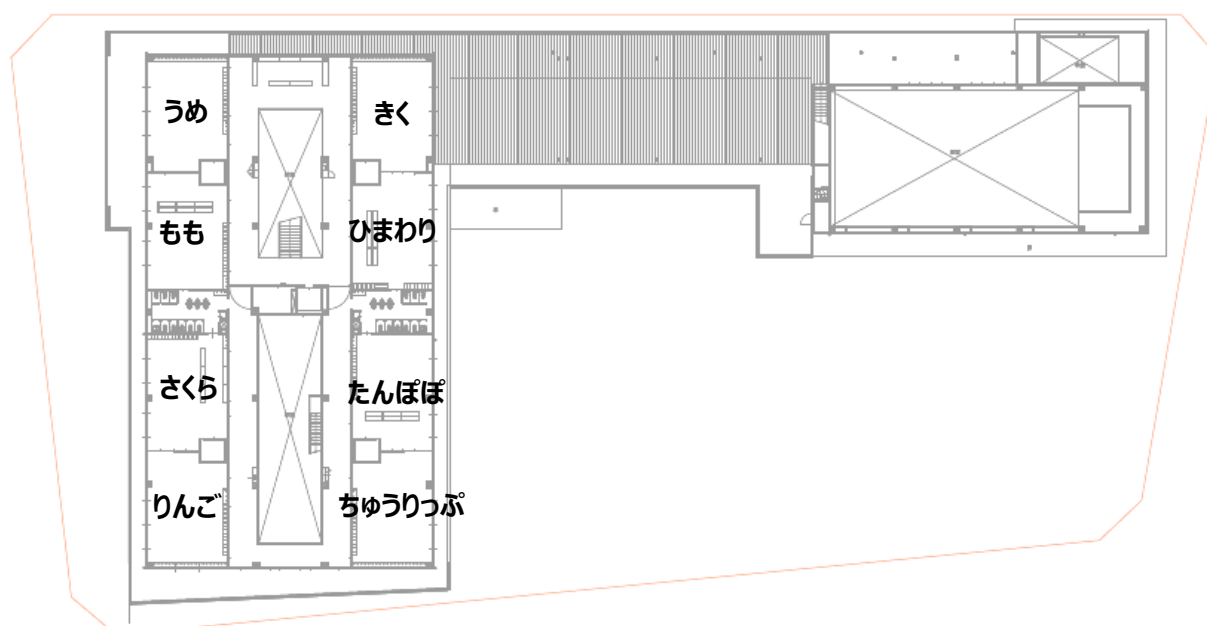
役職		氏名	役職	氏名
理事長・副園長（財務担当）	山崎 直子	保育教諭	前地 幸代	
園長	山崎 英明		塩沢 尚実	
副園長（総務・ICT 担当）	山崎 かおり		杉山 紗由里	
事務長	吉澤 恵子		柳田 麻佑	
主幹保育教諭 （2 名）	手塚 雅子（3・4・5 歳、特別支援）		山口 真奈	
	佐藤 祥代（0・1・2 歳、子育て支援）		渡辺 美羽	
指導保育教諭 （3 名）	吉田 成子（給食・土曜保育）		青木 美怜	
	植木 好子（特別支援、長時間保育）		澁谷 愛	
	五味渕 智美（実習担当・長時間保育）		村上 遥香	
副主幹保育教諭 （2 名）	織田 麻友美		宮下 友里	
	大野 淳子		藤澤 ゆりあ	
看護師	星 真理子		茂垣 美心	
			永嶋 菜々	
			鈴木 芽衣	
事務	佐藤 公彦	保育補助	菊地 賢子	
	永澤 美穂		辻 加奈子	
	大塚 雅子		日比 紋子	
			青木 加奈子	
			飯田 さおり	
			五十嵐 直美	
			太田 良江	
庶務・預かり・延長	高木 富子		坂本 陽子	
	古口 信行		細井 晴菜	
	小林 治彦		高橋 里紗	
	富田 江美		佐々木 祥子	
	佐藤 正行		藤田 香織	
			手嶋 結（R5.6～）	
主任保育教諭 （5 名）	齋藤 佐織 （育休中、R5.10 復職）	子育て支援員	山本 なえ	
	大清水 美希		堀江 典子	
	安達 千晶			
	川田 有理			
	菊池 有佳里			
	高津戸 杏花			
副主任保育教諭	岡田 玲奈		バス添乗	夏目 朱美
	亀田 千夏	青戸 ちえみ		
	高野 悠菜	齋藤 麻美		
	菅野 仁穂	青柳 きらら		
早朝・預かり・延長	西山 真理			
預かり・延長	大谷 友子			
幼児体育専門講師(委託) （2 名）	(株)こども体育研究所			
	大湊 晃介	松本 英将		
給食栄養士・調理員	(株)宮食 5 名（外部委託）		産業医(委託) 黒田内科・循環器科 院長 黒田 敏男	
嘱託医（内科）		嘱託医（歯科）	学校薬剤師（嘱託）	
遠藤小児科 遠藤 秀樹		いがらし歯科クリニック 五十嵐 三彦	須藤薬局 須藤 美江子	



1 階見取り図



2 階見取り図



2. 認定区分について

	認定区分	内容
満3歳以上	【1号認定】 ・教育標準時間	お子様が 満3歳以上で、教育のみを希望される場合。 例：専業主婦家庭の満3歳以上から年長の子ども。
	新2号認定	「幼児教育の無償化」に伴い、1号認定児でありながら、2号認定相当条件に当てはまる場合、2号認定児とほぼ同等の保育が利用可能となりました。
	【2号認定】 ・保育標準時間 ・保育短時間	お子様が 満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望される場合。 例：両親共働きなどの理由で、満3歳以上で保育所等に預ける必要がある子ども。
満3歳未満	【3号認定】 ・保育標準時間 ・保育短時間	お子様が 満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合。 例：両親共働きなどの理由で、満3歳未満で保育所等に預ける必要がある子ども。

◎詳しくは、宇都宮市役所ホームページ「令和4年度教育・保育施設等の入所申込」を検索、「令和4年度教育・保育施設等入所のご案内」を参照。

就労、産休・育休取得、住所変更、認定区分変更、家庭状況等何か変更される場合は、必ず園に早めにご連絡ください。必要書類も園にございます。市への書類提出も園経由で可能です。



3. 開園日及び休園日

	認定区分	利用可能曜日・時間	休園日
満3歳以上	1号認定 教育標準時間	月曜日～金曜日 8:30～14:00(～18:00) ○預かり保育(ことりぐみ)別料金 14:00～18:00 ※長期休暇中は、原則利用不可。 特段の事情のある場合要事前相談 ○「早朝預かり保育」は利用不可。 特段の事情のある場合要事前相談。	①土曜日・日曜日・祝日 ②行事の振替休園 ③臨時休園 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止等 ④長期休園 ※預かり保育条件有 夏季：7月下旬から8月下旬 冬季：12月下旬から1月上旬 春季：3月下旬から4月上旬
	新2号認定 教育標準時間	月曜日～金曜日 (7:00～) 8:30～14:00(～18:00) 早朝預かり保育(7:00～8:30)別料金 弟妹が3号⇒無償 預かり保育(14:00～18:00)別料金 ※土曜保育・延長保育は利用不可	①土曜日・日曜日・祝日 ②年末年始(12/29～1/3) ③登園自粛協力要請 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止 お盆前後・年末年始・職員研修等
	2号認定 ①保育標準時間 ②保育短時間	月曜日～金曜日 ①7:00～18:00(～19:00) ※延長保育(別料金) ②8:00～16:00(～19:00) ※早朝預り保育7:00～8:00 別料金 ※預かり保育 16:00～ 別料金 ※延長保育 別料金 土曜日 ①7:00～18:00 ②8:00～16:00 ※土曜保育を利用するにあたって、両親共土曜日就労かつ預かる人がいない等の条件有。事前問い合わせ、面接、勤務証明書提出が必要。 ※利用料は保育料に含む。	①日曜日・祝日 ②年末年始(12/29～1/3) ③登園自粛協力要請 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止 お盆前後・年末年始・職員研修等
満3歳未満	3号認定 ①保育標準時間 ②保育短時間		



4. 利用時間、早朝保育・預かり保育・延長保育

区分	保育料に含まれる利用時間	早朝保育・預かり保育・延長保育 時間と料金
1号認定 新2号認定 教育標準時間 10時～14時	基本利用時間： 10時～14時 （4時間） 8時30分から登園可能。 午前保育：11時降園 ※始業式・1学期最初の5日間、	早朝預かり保育(おひさまぐみ) 7:00～8:30 場所：ランチルーム 料金：450円／1回 ※新2号認定児のみ ※1号認定児は利用できません。 但し、特段の事情のある場合は事前にご相談ください。 ※7:00以前の園舎内への立ち入りはご遠慮ください。 預かり保育(ことりぐみ) 14:00～18:00 場所：前半：各保育室 後半：ランチルーム 料金： ① 14:00～17:00 600円/回 ② 14:00～18:00 700円/回 ③ 11:00～18:00 1,000円/回（午前保育） ＊おやつ代 150円/回 ＊午前保育の給食費 ①1号認定児は別途徴収 ②新2号認定児は給食費に含む ※当日12時までにお申し込みください。 ※長期休園時（夏・冬・春）の預かり保育有（原則お仕事をされている方のみ）。長期休園前に案内配布。 ※新2号認定児は18時までの利用となり「延長保育」は利用できません。
	「新2号認定」の早朝預かり保育・預かり保育は、日額450円上限（月額11,300円上限）が無償化の対象となります。	
2号・3号認定 保育標準時間 7時～18時	1日の最長利用可能時間：11時間 例 ・就労時間：月120時間以上の方（主にフルタイム就労を想定） ・妊娠中、出産後2ヶ月までの方 ・保護者が疾病・負傷・精神もしくは身体に障がいを持っている方 ・災害復旧にあたっていること ・虐待やDVのおそれがあること	延長保育(ふくろうぐみ) 18:00～19:00 場所：ランチルーム 料金：300円／1回 3,000円／月 ※19:00には園舎内より退出していただきます。 ※定期利用希望の方は、早めに申し込みください。 ○急な利用の際は、18時までにご連絡ください。 ※お迎えの時間が18:00を超えた場合、自動的に延長保育料金が発生となりますのでご注意ください。
2号・3号認定 保育短時間 8時～16時	1日の最長利用可能時間8時間 （主に育休中・パートタイム就労を想定） 例 ・月64時間以上120時間未満の方 ・求職中の方 ・育児休業中で保育を利用しているお子様がいて継続利用が必要であると認められた方。 ※ほぼ毎日早朝預かり保育または16時以降の預かり保育を利用される方は、ご相談ください。保育標準時間になれる可能性があります。	早朝預かり保育(おひさまぐみ) 7:00～8:00 場所：ランチルーム(年少以上)、 つぼみ1(0～2歳児) 料金：300円／回 ※7:00前の園舎内の立ち入りはご遠慮ください。 ※前日12時までにお申し込みください。 （当日朝のお申し込みはできません）
		預かり保育(ことりぐみ) 16:00～18:00 場所：年少・年中・年長保育室 午後4時30分以降はランチルーム 0・1・2歳児：つぼみ2 料金：150円／30分毎
		延長保育(ふくろうぐみ) 18:00～19:00 場所：ランチルーム 料金：150円／30分毎 ※当日12時までにお申し込みください。 ※19:00には園舎内より退出していただきます。

※0歳児の延長保育利用は、お早めにご相談ください。お子様の状況によってはお預かりできない事もあります

5. 園生活 1日のイメージ

0・1・2歳児			3・4・5歳児		
時刻 (目安)	3号認定 (0・1歳児)	2・3号認定 (2歳児)	1号認定 (満3歳児)	新2号認定	2号認定
7:00	開園 受入れ開始 ◎0～2歳児：「つぼみ2」、年少以上児：「北エントランス」でお預かりします。 ○2号・3号認定児（保育標準時間） ※2・3号認定児（保育短時間）：300 円/回 ◎早朝預かり保育（おひさまぐみ）を利用する新2号認定児 ※新2号認定児：450 円/回				
8:00	2・3号（保育短時間児） 受入れ開始 (早朝預かり保育を利用しない園児) つぼみ2		◎1号認定児が午前8時30分前に入館した場合、料金発生。※バス登園児は除く。		2号保育短時間児 受入れ開始 (早朝預かり保育を利用しない園児) ランチルーム
8:30	各保育室へ移動 ◎各保育室に登園 ○遊び（保育室）		1号認定 受入開始 (早朝預かり保育を利用しない園児)	新2号認定 受入開始 (早朝預かり保育を利用しない園児)	各保育室へ移動 ○登園 ○遊び（保育室・園庭）
9:45	○おやつ		○登園 ○遊び（保育室・園庭）		
10:00	クラスの指導計画に基づく教育・保育活動				
11:30	昼食・休息				昼食
12:30					遊び
13:00	午睡の準備 絵本・紙芝居 午睡 (まめ・ふたば)		遊び・降園準備		
13:30			紙芝居・絵本・休息・振り返りの時間		
14:00			●降園開始（預かり保育を利用しない1号認定児） お迎えの1号認定児：ホール横ピロティ バス通園児：南エントランスよりバス乗車 ●預かり保育（ことりぐみ） 年少以上児：各学年保育室→ランチルーム 0・1・2歳児：各保育室→つぼみ2 ※満3歳児を含む1号・新2号の利用は別料金		
15:00	おやつ 遊び 順次降園				
16:00	これより保育短時間別料金 30分毎/150円		預かり保育（ことりぐみ） ランチルーム		これより保育短時間別料金 30分毎/150円
17:00	預かり保育（ことりぐみ） つぼみ2		1号・新2号は18:00 終了。2・3号延長保育は別料金。		
18:00	延長保育（ふくろうぐみ） ランチルーム 300 円/回 一口おやつと飲み物が出ます。				延長保育（ふくろうぐみ） ランチルーム 300 円/回 一口おやつと飲み物が出ます。
19:00	閉園（土曜日の閉園時間は18:00） ※土曜保育利用者がいない場合は、土曜日は休園となることがあります。				

6. 慣らし保育

当園では、入園初日から長時間の保育は行っておりません。

見知らぬ場所で、知らない人達と生活することは、小さなお子様にとって非常に大きなストレスです。特に 0 歳から 2 歳ぐらいまでの間のお子様は、ストレスが原因で命を失うこともあります（乳幼児突然死症候群）。

想像してください。大人の場合、例えば、いきなり飛行機にさせられ、どこだかわからない、言葉も通じない外国につれていかれ、今日からそこで生活をし、いつ迎えに来るかわからないようなもの。

できるだけお子様が不安なく過ごせるよう、年齢やお子様の状況に応じて徐々に時間を延ばし、園生活や私たち保育者や友だちに慣れていく「慣らし保育」を行っております。

入園と職場復帰が同時の場合、更にご負担をおかけしますがどうぞご理解ください。

【慣らし保育の目安】

下記は目安ですので前後することがあります。期間については、お子様の状況を見ながらその都度ご相談させていただきます。

0 歳 児：4 週間程度	・最初は、9 時または 10 時からの 1 時間からスタート。 年少児は 2 時間。 ・その後、1～2 日毎に、低年齢児は 30 分から、2 歳児以上は 1～2 時間の幅で時間を延ばしていきます。 ・食事と睡眠が安心してとれるかが目安になります。 ・9 時から 16 時まで不安なく過ごせるようになると慣らし保育完了。 ※0・1 歳児は、お子様と一緒に昼食をとりながら、ご家庭での調理や食事の様子をヒアリングさせていただきます。
1 歳 児：3 週間程度	
2 歳 児：2 週間程度	
3 歳以上児：1 週間程度	

○慣らし保育が完了するまで、原則「早期保育」「延長保育」「土曜保育」の利用はできません。

○2 号認定・3 号認定で入園をされる方は、職場復帰の 1 ヶ月前の入園をご検討ください。丁寧に慣らし保育をしてから、職場復帰することをオススメします。

○入園前・職場復帰前に職場の方に「慣らし保育があること」、「低年齢児は体調を崩しやすく、急なお迎えが多いこと」などを伝えておくとうまいかと思えます。

○1 号認定（年少）での入園は、4 月の入園式の後の次の登園日から 5 日間午前保育（11 時降園）になります。

7. 土曜日保育

土曜日の開園時間は、7：00 から 18：00 までです。

土曜日保育は、通常の職員体制とは異なりますので、次の条件を満たされている方のみの利用となります。

【利用条件】

○2 号認定・3 号認定のご家庭。※1 号認定・新 2 号認定は利用できません。

- 両親共に土曜日出勤で、且つ近隣に祖父母等がおらず支援を受けられない方。
- 0～1歳児は、離乳食が完了されている方。※早めにご相談ください。
- 「勤務証明書」の提出と園長（副園長・主幹保育教諭）との面接で必要とみなされた方。
- 前月10日までに「土曜保育利用申請書」を提出された方。※事務室にあります。

- * 土曜日にご両親どちらかの勤務がお休みの際は、特に事情が無い限りご利用できません。
- * 土曜定期保育利用者の方で、勤務が平日お休みになる方は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしていた
きたい為、お子さんと一緒にお休みくださるようお願いしております。
- * 1回のみ利用や特別なご事情がある場合は、ご相談ください。（園長・副園長まで）
- * 事前申込が無い場合は、土曜保育の利用をお断りします。（前月10日までに申請をお願いします。）
- * 土曜日に提供する食事は、調理員が一人のため、焼きそばやうどんなど簡単に大量調理できるものが多
くなります。
- * 利用児が少なく3歳以上児のみの場合、調理委託をしている「宮食」本社で調理したものを外部搬入
することがありますので予めご了承ください。

園内研修や入園式・運動会・卒園式など土曜日に行事を行う際、利用をご遠慮いただけると助かります。

8. 園児の服装・持ち物

(1) 全ての持ち物に記名してください。

【3歳未満児（まめ・ふたば・つぼみ）】

- ① 私服です。汚れても良い服をご用意ください。
- ② 園児服・体育着・カバン、ハサミやノリなどは3歳児クラス（年少）進級時に購入していただ
きます（申込・サイズ合わせ等は、年少進級前の2月頃を予定）。
- ③ 持ち物等は各クラス担任が入園時・年度当初等、その都度ご説明します。
- ④ おむつは名前を書いたおむつを補充していただき、使用済みは園で処分します。
- ⑤ 午睡（お昼寝）の際は、コット（簡易ベッド）を使用します。布団はいりません。バスタオル
等をご用意いただきます。

【3歳以上児（年少以上）】

- ① 登園時は、園指定の体育着上下・園児服・園児帽を着用。
 - ・登園後、園児服を脱ぎます。（新入園児は、1週間ほど園児服を着たまま活動）
 - ※遠足・運動会などでは白ハイソックス
 - ・ご家庭で、「自分で服を脱ぐ、たたむ、着るの練習」を
 - ※袖を持って脱いだり、裏返しをなおす、など
- ② 園庭用の外靴をご用意ください。1週間に1度持ち帰ります。
 - ・靴は、運動しやすく、自分で履け、サイズの合ったものをご用意ください。
 - ・上履きは白のバレエシューズ。
 - ・外靴・上履きどちらにも必ず名前をハッキリ書く。
- ③ 園児服・体育着両方の左胸に胸章を。（裏側も必ず記入）

- ④ 通園コースワッペンは、園児服の右肩に(衣替え後は体育着に)。

※ワッペンの色は、コースの色、番号はバス名簿の番号

- ⑤ 園バッジは本体とネジに記名。(後ろの留め具を糸でくくっておくと取れにくいです)

(2) 持ち物の留意点

- ① ハンカチ・ティッシュには、必ず油性ペンで名前を書く。

- ② 園で使わないものは持たせない。(おもちゃ・シール・ゲームなど)

- ③ 持ち物全部に名前を書く。

- ④ カバンの中は、毎日必ず見る。

- ⑤ 園からの配布物はよく読んで捨てずに保管。汚れた着替え、水筒・タオル・エプロン・お箸セットなどは毎日洗ってください。

- ⑥ カバンにつけるキーホルダーは、1つ程度(小さい子が口に入れてしまうのでしっかりつけること)。

※記名の無い持ち物は、園で紛失しても見つからないことがあります。

9. 基本的生活習慣

- (1) 早寝・早起き(遅くとも9時までには寝ましょう。睡眠は脳を育てます)

- (2) 朝食を必ず食べる(朝食は1日を元気に過ごすためのパワーの源!)

- (3) 毎日洗面・歯磨きを(仕上げ磨きを忘れずに)

- (4) 登園前にトイレに行く習慣をつけましょう

- (5) 元気にあいさつと返事をしましょう

- (6) 「おしっこ」「うんち」「でちゃった」など、先生に言えるようになる

10. 登園・降園の際の留意点

◎新2号・2号・3号認定のお子様を預けられる時間は、「就労時間 + 往復の通勤時間」です。

早朝にお子様を園に預けて家に帰り家事をする、お迎えの前に家事や買い物をする等の時間は含みません。なお、お迎え後は速やかにお帰り下さい。特別なご事情がある場合はご相談ください。

○欠席又は遅刻の際は、「コドモン保護者アプリ」で、当日7時30分までにご連絡ください。

7時30分以降は電話連絡でお願いします。その際、理由もお伝えください。

○朝、お子様の体調やお迎え時間の変更など、連絡事項がある場合は、「コドモン保護者アプリ」に書き込むか、職員に伝言、電話で必ずお伝えください。

○「**2号・3号認定・新2号認定のお子様**」で、**保護者が平日に勤務をお休みする際は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしていきたい為、お子様もお休みしていただけるようお願いしております。**但し、健康上の理由や保護者の方がリフレッシュなど、ご事情がある方は、ご相談下さい。

◎車で送迎される方は、交通ルールを守り、近隣の方の迷惑にならないようご配慮ください。

特に交差点での一時停止と左右の安全確認、歩行者がいる場合は停車又は徐行にご協力ください。

○長期に休む場合は必ず事前に担任までご相談ください。無届けで10日以上休むと保育の必要が無いとみなされ解除（退園）になる場合があります。※2号・3号認定児

(1)登園

○現在、コロナ対策として、園舎内への大人の入室を制限しています（2歳児クラスまでは入室可）。

①送りの方は9時30分までに登園してください。9時30分には自動ドアのセンサーを切ります。

②コロナ対策として時差登園をお願いしています（1号認定児）

年長 朝 8:30～8:50 年中 朝 8:50～9:10 年少・満3歳 朝 9:10～9:30

③送り・欠席の時は、電話・「コドモン保護者アプリ」とも7時30分までに連絡。

④早朝預かり（7時00分から8時30分まで）の間に登園される方は、年少以上児は「ランチルーム」、年少未満児は、「つぼみ2」までお連れください。その際必ず職員に声をかけてください。

④8時30分以降に登園される3歳以上（年少以上）のお子様は、保育室まで送らなくて結構です。もし、一人で行けない時は、お近くの職員にお声掛けください。

⑤つぼみ・ふたば・まめのお子様は、必ず保育室までお連れください。

⑥送迎の際、連絡事項がある場合は、近くの職員または事務室にご伝言ください。担任に直接伝えたい場合はその旨お伝えください。

⑦保育中は担任に電話を取り次げないことがあります。その際は、電話に出た職員に伝言を頼んでください。

⑧駐車場が混み合います、またコロナ対策としてもお子様を送った際は、速やかにお帰り下さい。

(2)降園(お迎え)

コロナ対策として時差降園をお願いしています（1号認定児）

年長：帰 14:20～14:30 年中：帰 14:10～14:20 年少・満3歳：帰 14:00～14:10

○ホールでのお迎えの際は、ピロティから入り園庭を通過して東側通用口から抜けるウォークスルー方式で行っています。並ぶ際は、ソーシャル・ディスタンスにご留意ください。

○駐車場が混み合います、またコロナ対策としてもお迎えの際は、速やかにお帰り下さい。

○0・1・2歳児（2号・3号）は直接保育室にお迎えに行ってください。預かり保育を利用している年少以上児は、北エントランスで職員にお声がけください。遅い時間は中までお入りいただいで結構です。

誘拐事故防止のため、連絡なしのお迎えは厳禁

(3)自動ドア

○園児の飛び出しや一人で園外へ出てしまうなど、事故防止のため、園舎から退出する際、自動ドアは自動では開きません。左手（事務室側）壁の「解錠ボタン」を押してください。

○解錠ボタンを押す際は、必ず大人が押してください。子どもには押させないでください。

○自動ドアが開いたら必ずお子様と手をつないでください。

○他のお子様と一緒に出ないよう注意してください。

○自動ドア付近での立ち話はお止めください。センサーが反応し、ドアが開いたままになってしまい大変危険です。

○木製扉のカギを必ずかけてください。

○不審者の侵入を防ぐため、9時30分から13時30分の間、自動ドアのセンサーを切っています。

その際は、右手壁に「解錠」するために数字を入力するテンキーがありますので、そちらに「1 2 3 4 5」と入力していただくか、インターホンを使用してください。

11. バス利用について

○登降園時のバス利用は、「原則1号認定児のみ利用可能」です。長期休業中は運行しません。

○2号認定児の登降園時のバス利用は原則できません。但し、バスが通るルート上で時間が合えば利用可能ですので、バスコースを編成する前（1月上旬）までにご相談ください。

○臨時のバス乗車はできません。

○年度途中の通園方法変更はできません。

○決められたバス乗降場所以外での乗降はできません。

*出産・病気・転居・ご家族の入院やご不幸など、特別な事情の際は、ご相談ください。

【バスの乗り降り】

(1) 乗降場所まで、必ずご家族が送り迎え。(IDカード着用)

(2) **園児と手をつないで乗車順(ワッペンの番号又は名簿順)に並んで待つ。**

(3) **園児より小さいお子様は、必ず手をつなぎ絶対に目と手を離さない。バスに近寄らない。**

(4) 送り・欠席の時は、電話・「コドモン保護者アプリ」とも7時30分までに連絡。

(5) 余裕を持って、早めにバス停に出る。※3分待ってこない場合は発車します。

・到着時間は、天候・事故・渋滞・その他で多少前後することがあります。その際は自宅電話または携帯電話にご連絡します。

・バスの乗降場所は許可を得てご厚意のもと使用させていただいています。迷惑をお掛けしないようお願いします。

(6) 連絡がなく、バス停にお迎えがいない場合、事故防止の為、園に連れて帰ります。その際は、園までお迎えに来ていただきます。

(7) バスに乗車せず、臨時にお迎えに変更する際は、園に電話、または、朝、バス添乗の職員に伝えてください。※お子様からの伝言は確実ではないため、受け付けません。

(8) 地震・降雪・台風・豪雨などの自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園時など安全な運行が保証できないと判断した場合は、運行を中止することがあります。その際は、送迎となりますのでご了承ください。

12. 幼稚園の駐車場

◎駐車場・道路の通行・横断の際には、必ず手をつなぎ、保護者の方が責任を持って、お子様の安全に気を配ってください。また、駐車場・道路での長時間の立ち話は、近隣住民の迷惑になり大変危険ですのでお止めください。

○送迎の方は、ご用が済みましたら速やかにお帰りください。

- 園周辺はキッズゾーンです。大人も子どもも交通ルールを守り事故防止に心掛けてください。
- 盗難事故防止のため、車から離れる時は必ず鍵をかけてください。また貴重品は持ち歩くよう心掛けてください。
- 車内にお子様だけを残して、車を離れないでください。

【使用可能な駐車場】

- 第1駐車場（ピロティ北、ログハウス南）
- 第2駐車場（北エントランス前）
- 第3駐車場（みどりの広場北、ログハウス北）※職員駐車場です。お迎え時15分のみ駐車可。
- 保育園エントランス前駐車場 ※お迎え時15分のみ駐車可。

◎園舎西側は職員駐車場ですので絶対駐車しないでください。

*行事の際の駐車場は、その都度プリント等でご案内します。

*近隣住宅・アパート・店舗前またはその駐車場、保育園北側駐車場への駐車はしないでください。

13. IDカードの使い方・園児の安全管理

保護者への確実な引き渡し・不審者対策のため、IDカードを使用しております。

送迎・バス乗降の際、保護者の方は必ずIDカードを首から見えるようにかけてください。

各家庭に2枚配布します。

なお、祖父母分として追加、紛失・再発行の際はケース200円、中身50円です。

以下の場合に使用いたしますのでよくお読みください。ご協力をお願いします。

（１）園内に入る時（送迎・行事・課外教室など）

*園内に入出入りする際は、必ず首にかける。

IDの提示が無い場合は、園内への立入をお断りすることがあります。

IDを忘れた方は、職員に声をかけてください。

*行事など2名以上のご家族が来園する際は、必ずIDを持っている人と同伴をお願いします。

*コロナ対策として、マスク着用とアルコール消毒にご協力ください。

（２）園バス乗降時

※バスの到着直前に首にかけ、お子様を受け取ったら外してください。

*IDを忘れてご家族と確認できない場合、お子さんをお渡しせず、園に連れて帰ることがありますのでご注意ください。

*通常お迎えに出ている方とは別の家族（例：祖父母など）がお迎えに出る際は、その方にIDを渡し、朝の乗車時にバス当番の先生に伝えるか、電話でご連絡ください。

（３）IDカードQ&A

①朝もIDカードを身につけないといけませんか？

→ぜひお願いします。保護者と不審者の区別がハッキリします。

②ずっと首にかけっぱなしじゃないとダメですか？

→園内に入って出るまで必ず首にさげてください。

→バスを待っている間、誰が見ているかわかりません。バスが到着する直前に首にかけ、カードが裏返っていないか確認してください。バスが発車したら外してください。

③課外教室や預かり保育のお迎えの時も着けていた方が良いですか？

→その方が安心です。ぜひお願いします。

④忘れた人はどうしますか？

→バス：確実に保護者と確認できればお渡しします。

但し、ID 忘れが続く場合は、お子様の安全に責任を持てませんので、バスのご利用をお断りさせていただくことがあります。

→園への送り迎え：

登園時、もし ID を忘れたら、近くの職員が職員室に「〇〇組の××です。ID を忘れてしまいました」と声を掛けてください。

降園時、お迎え担当の職員または、事務室に「〇〇組の××です。ID を忘れてしまいました」と声を掛けてください。家族である確認ができればお渡しします。

⑤急用で、他の家族に ID カードを渡せない時は？

→まずは園にお電話ください。その際、本当にご家族からの電話かどうか確認させていただくことがあります。

14. 給食

食事は、健康な心と体を育て、生きる力の源として、非常に重要です。食習慣の基本やマナー、調理や食材への関心や感謝の気持ちを育みます。

【3歳未満児】 昼食…主食（パン、ご飯、めん類など）・副食（おかず・デザート）

おやつ 10時 ・ 3時

【3歳以上児】 昼食…主食（パン、ご飯、めん類など）・副食（おかず・デザート）

おやつ 3時

（１）当園の給食は、㈱宮食に長年委託しております。宇都宮市内の幼稚園・保育園・認定こども園などを中心とした給食調理は長年の実績があり、栄養士が必要栄養摂取量を計算の上、栄養のバランスを考えたおいしい献立を提供しています。

（２）調理員は栄養士を含めた８名がローテーションで調理を行っております。

（３）当園には、ランチルームがあります。他のクラスと一緒にバイキング形式の給食をランチルームで食べます。※コロナ禍の間、給食は職員が配膳しています。

（４）次月の献立を前月にお配りします。食べたことがない食材がないか必ずチェックし、ご家庭で試してください。特に０・１・２歳児の保護者の方は、アレルギーがまだわからない場合もありますので念入りにチェック願います。

（５）アレルギーが心配な方は、かかりつけ医に相談し、ご家庭で極少量からお試しの上、むくみやかゆみなどに注意して様子を観てください。

- ① かかりつけの医師が開業している時間帯に試す。
 - ② 他のご家族がいらっしゃる時に試す。
- (6) アレルギーをお持ちのお子様は事前に必ずご相談下さい。医師記入の「生活管理指導表」に基づき除去食・類似食等の対応をいたします。入園時・誕生日を目安にご提出いただきます。
- (7) 医師から「極微量でアレルギー反応が誘発される場合（下記参照）」に該当する対応が必要と指示された場合は、安全な給食提供が困難であるため、家庭からお弁当の持参をお願いすることがあります（令和5年度より実施予定）。まずは「生活管理指導表」をご提出いただきご相談させていただきます。
- ①調味料・だし・添加物の除去が必要。
 - ②製造ラインや、調理道具・食器の共用などコンタミネーションレベルでの配慮が必要。
 - ③揚げ油の共用ができない。
- (8)「集団給食施設届出」を宇都宮市保健所に届出済みです。保健所の指導監督の下衛生管理を行っています。調理員・低年齢児の保育教諭・園長・主幹教諭は毎月検便を行っております。
- (9) 安心・安全のため、市場から購入した検査済み食材を使用しております。また食材の細菌検査や放射性物質測定を定期的に行っております。
- (10) 当園では、「未食（食べたことが無い食材）」原則対応は致しません。事前に献立を確認しご家庭で食べさせてください。ご心配な方は、上記（4）～（6）をお読みいただき担任にご相談ください。止むを得ず対応する場合でも3か月を目安とし、それ以降は食べたことが無い食材が給食で出た場合、提供できないこともありますのでご注意ください。

15. 着替え・汚れた・濡れた衣類の取り扱い

(1) 着替え

当園では0歳児から3歳児（年少）のみ全員着替えを用意していただいています。なぜならまだ排泄の失敗が多かったり、食事や外遊びの際に汚れないように自分で気をつける、というのが難しいからです。それ以外の学年は、必要に応じて着替え（私服可）を持ってきていただいています。

(2) 汚れた・濡れた衣類の取り扱い

子どもは水遊びや泥遊びが大好きです。1年を通して、盛んに水遊び・泥遊びをする子が多く、汚さず、濡らさず、気をつけて遊ぶということがなかなかできません。年少児は、多い時に1クラス10人以上着替えさせる日もあります。そんな時は、せっかくの子どもとゆっくり関わる時間が短くなったり、絵本や紙芝居が読めなかったりして、残念な気持ちになることがあります。

そこをお願いします。少しの汚れや濡れた衣類を洗濯せず持ち帰ることをOKしてください。

もちろん排泄の失敗や、全身泥だらけといった衣類は洗濯してお返しします。時間が経つとなかなか汚れが落ちにくくなるといったことも承知しておりますが、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

衣服の汚れは、いっぱい遊んだ証拠。子どもは遊ぶのが仕事です。

怒らずに誉めるぐらいの気持ちでお願いいたします。

16. 健康上の留意事項

◎感染症対策として、以下の条件に当てはまる園児の登園を禁止しています。

職員も同様です。

①37.5 度以上の発熱や風邪の症状がある場合。

②解熱後 24 時間を経過していない、咳等の呼吸器症状が改善傾向ではない場合。

③毎日朝の体温を「コドモン保護者アプリ」でご報告いただけない場合

◎発熱・腹痛・下痢・嘔吐など、体調の悪い時の無理な登園は、病気を悪化させ、他の園児への感染の恐れがありますので、絶対にお止め下さい。

(1) 登園前に必ず体温・健康状態の確認を行って下さい。

・お子様の健康状態に不安がある時は、「コドモン保護者アプリ」、登園時に口頭やまたは電話でお知らせください。(電話連絡はできるだけ午前 7 時 30 分までに)

(2) 保育中、お子様の体調が悪化した際は、勤務先等に連絡して迎えに来ていただくことがあります。発熱時の連絡の目安は 37.5℃です。

但し、熱性けいれんのあるお子様や平熱が低かったり高かったりするお子様につきましては、異なる対応となりますのでご相談ください。また、インフルエンザなどの感染が疑われる場合は、37.5 度以下でもお迎えをお願いすることがあります。

(3) 発熱がない場合でも、嘔吐・下痢等の症状で、全身状態が悪くぐったりしていたり、顔色が青白くなるような時には、連絡をして相談の上迎えに来ていただくことがあります。特に、年齢の低いお子様ほど急変しますのでご了承下さい。

(4) 容態が急変した時、保護者と連絡が取れない場合は、お子様の身体の安全を最優先させ、当園嘱託医または近隣の医療機関での受診・処置、救急車の手配をいたしますので予めご了承ください。

勤務先や携帯電話等つながらないことのないよう、勤務先・連絡先の変更があった場合は、必ず園にお知らせください。

(5) 毎朝、必ず朝食を食べてきてください。朝食としてお菓子類を与えるのはやめてください。また、登園前に排尿・排便は家庭で済ませるように習慣づけてください。

(6) つめが伸びてないか週に 1 度はチェックをし、短く切ってください。

◎感染症対策として、「手洗い・うがいの習慣化」、「8 時から 9 時の間に就寝」、「栄養バランスのとれた食事」を心がけてください。

17. 伝染性疾患について

伝染性の病気の場合は、他のお子様への感染や流行を防ぐため、すみやかに園に連絡してください。医師の登園許可が出るまでは登園停止となります。

病気が治って登園する時は、「意見書」または「登園・登校届」を提出してください。

●医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症

【感染症名】

麻疹（はしか）新型コロナウイルス（SARSコロナウイルス2）風疹（三日はしか）水痘（水ぼうそう）流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）結核、咽頭結膜炎（プール熱）流行性角結膜炎（はやり目）百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111 等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

◎新型コロナウイルス感染症 治癒後の登園にあたって、医師が記入した「意見書」の提出は当面の間、必要ありません。(R5.9.1 現在)

但し、新型コロナウイルスの登園基準は以下の通りですので、遵守願います。

- ・発症した後（発症日は0日目）翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに 解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- ・無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

※登園停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、可能な限りマスク着用を推奨する（2 歳未満児には求めない）。

※「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

●医師の診断を受け、保護者が「登園・登校届」を記入することが考えられる感染症

【感染症名】

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RS ウイルス感染症、带状疱疹、突発性発しん

上記「意見書」及び「登園・登校届」はこの冊子の最後（コピーして使用）、園ホームページ→各種様式ダウンロードにあります。また園事務室でも配布いたしております。

※集団生活であることを考慮し、早期発見、早期治療に心がけましょう

※その他の伝染病については、医師の診断や保健所の指示に従って下さい。

○インフルエンザ罹患時の対応について

インフルエンザに罹患し出席停止となった児童が登園する際、病状回復の確認とまん延防止の観点から、保護者には医療機関からの治癒証明書の提出をいただくようお願いしてきました。

しかしながら、治癒後に再度、児童及び保護者が医療機関に行くことへの不安や負担、治癒証明書に係る費用負担などが課題となっていました。

そこで、市医師会等との協議を重ね、2019年度より、治癒証明書に替わる「インフルエンザ経過報告書」を活用することとし、発症後の体温の経過などを保護者に記録いただき、学校保健

安全法施行規則により示されているインフルエンザの登園停止期間である「発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過（幼児においては3日）」したことを保護者が確認した上で、登園の際に教育・保育施設に提出することとしました。

なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患し登園停止となった児童が登園する際には、これまで同様、意見書または治癒証明書により対応いただくようお願いいたします。

「インフルエンザ経過報告書」取得方法

- ①お医者さんでもらう
- ②園ホームページ[各種様式ダウンロード](#)からダウンロード ※QRコード
- ③園事務室でもらう



18. 与薬について

与薬は医療行為にあたるため原則、医師・看護師・保護者が行うものです。園での与薬は国の見解では認められておりますが、慎重に取り扱う必要があります。

風邪などの感染性疾患にかかり、継続して薬を服用するということは、「治療が必要である」ということであり、「他の子どもに感染する可能性がある」ということです。

当園では、感染症の流行・拡大防止のため、体調が回復するまで家庭で安静にし、療養をお願いしています。また、過去風邪の流行時期に1クラス10人以上与薬依頼があり、担任が一人一人確認して飲ませるため時間がかかり、保育に支障がでたことがありました。

上記の理由により、当園では原則、下記の例外を除き、与薬を行いませんのでご了承ください。下記以外の理由で、与薬が必要な際は当園看護師または事務室にご相談ください。

【例外】

慢性疾患（心臓疾患・気管支喘息・てんかん・小児糖尿病・アトピー性皮膚炎・熱性けいれん、食物アレルギー感染症、花粉症など）その他既往症など、医師の診断により治療のため園での与薬が必要であると指示がある場合に限り、保護者の依頼と了承を得た上で行います。

なお、与薬をする際は「与薬依頼書」の提出をお願いしております。

○園に薬を持たせる時は、「与薬依頼書」に必要事項を記入・捺印し、薬の処方のコピーと一緒に1回分の薬を持たせてください。

○お預かりする薬は、「医師から処方された薬（1回分）のみ」（処方のない薬はお預かりしません）。

◎容器・袋に、クラス名・園児名を記入してください。

※熱性けいれん・アナフィラキシーなどを発症し、緊急に与薬しなければならない時は、その都度保護者の方へ連絡し指示に基づき対応します。

※**病院を受診された時に医師に朝夕2回の薬の処方が可能かご相談ください。対応していただける場合があります。**

依頼された薬の服用及び塗布等が原因の副作用及び事故などに対し、当園は一切の責任を持ちません。ご了承ください。

19. 健康診断及び嘱託医等について

園では内科健診、歯科検診、尿検査を年2回、身体測定を毎月実施いたします。

(1) 内科健診・歯科検診

年2回、嘱託医が検診をします。

結果は受診後お伝えします。児童票（日々の成長記録）、健康診断表、おたより帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。年2回胸囲の測定をします。

結果は測定後お伝えします。児童票（日々の成長記録）、健康診断表、おたより帳に記載します。

※ その他、乳幼児の体調面でご心配なことがありましたら事前に御相談ください。

(3) 嘱託医

内科嘱託医		歯科嘱託医	
名称	遠藤小児科	名称	いがらし歯科クリニック
院長名	遠藤 秀樹	院長名	五十嵐 三彦
所在地	宇都宮市御幸ヶ原町 224-10	所在地	宇都宮市下岡本町 4552-14
電話番号	028-660-5200	電話番号	028-673-6661

(4) 学校薬剤師

名称	須藤薬局
薬剤師	須藤 美江子
所在地	宇都宮市中岡本町 3740-16
電話番号	028-673-4341

(5) 外科的処置が必要な際は、下記の病院を受診しております。※嘱託医ではありません。

名 称	さはら整形外科	院 長 名	佐原 吉大
所在地	宇都宮市中岡本町 3710-82	電話番号	028-671-2205

・容体の悪化・急変等の場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとる、救急車を呼ぶなど必要な措置をとります。

・保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の判断でしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

20. 虐待は絶対にしてはいけません

虐待は絶対ダメです。しつけという名目での体罰もダメです。例え保護者でも法律で罰せられます。虐待の可能性が疑われる場合、電話連絡・家庭訪問等でお子様の無事を確認させていただくことがあります。併せて宇都宮市子ども家庭支援室（028-632-2788）または中央児童相談所（028-665-7830）に通告させていただきます。なお、お悩みの方は園長にご相談ください。

***虐待かな…と思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル「☎189」**

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオ レンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

21. 緊急時・非常災害時の対策

- ・火災・地震などを想定した避難消火訓練（月1回）を実施。
- ・不審者対応訓練を定期的（2～3か月）に実施。
- ・ALSOKの警備員による不定期巡回を実施。
- ・警察・消防通報装置、警察・消防直通電話、警備会社通報装置・監視カメラを設置。
- ・AED（自動体外式除細動器）を常備（事務室）。
- ・専門業者による各種設備点検を定期的に実施。

消防計画作成 （変更） 届出書	宇都宮市中央消防署 平成31年3月届出			
	防火管理者	氏名 山崎 英明		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器・消防通報装置・防火壁及びシャッター、避難袋			
避難場所	第1 避難場所	園庭	第2 避難場所	釜井台やすらぎ公園
	第3 避難場所	つながるほいくえん 釜井台	雨天時	ホール つながるほいくえん釜井台

●緊急時・非常災害時の対応方法●

震度5弱以上の地震や特別警報発令時などの災害の際には、「コドモン保護者アプリ」または当園ホームページで情報発信いたします。お迎え・自由登園・登園自粛要請・臨時休園となること
があります。

【強い揺れの地震が発生した時の対応】

震度5弱以上の強い揺れの地震があった場合の園の対応をまとめました。必ずご家族全員でご確認ください。

- 災害時、どの様な対応をされるか、日頃から話し合ってください（誰が、どの様な手段で、どのくらいの時間で迎えに行くのか、ご家族の連絡方法、集合場所など）。
- 非常持ち出し袋、3日以上（1週間推奨）の食料や水の備蓄、停電への備えなどをご家庭で用意することを強くお勧めします。

震度	保育時間中	登降園中	登園前	備考
震度5強以上	お迎え	【園バス】	臨時休園・登園自粛	コドモン保護者

震度 5 弱	※1	運行を中止し、安全確認後、園に向かう →お迎え ※2 【送迎】 安全な場所に避難 ※5	・自宅待機または安全な場所へ避難。 ※5	アプリで送信。 緊急預かり有り ※3
震度 4 以下	避難・安全確認後、保育を継続 ※4	【園バス】 安全確認後、運行を継続 【送迎】 安全を確認し、登降園	各家庭で判断	コドモン保護者アプリは送信しません。

※1：①保護者自身の安全の確保 → ②報道等で宇都宮市の震度を確認 → ③落ち着いて安全を最優先しながら園に迎えに来る。→ ④担任または、同学年の教師にお迎えに来た事を必ず伝え、名簿チェック後、降園。

*回線状況によってはすぐにメールが届かないことがあります。メールが届かなくてもお迎えに来てください。

*迎えに来られない場合は、その旨を園に連絡するよう努める。家族以外の人にお迎えを頼む場合も同様。

※2：地震発生時は、安全な場所に停車し、園児の安全確保を行い、園と無線で状況確認しながら、送迎途中であっても運行を中止し、園に向かう。必要であれば教職員が応援に向かう。バス利用園児のご家族は園に迎えにくる。

※3：行政機関・警察・消防・医師・看護師・ライフライン関連等のエッセンシャル・ワーカーの皆様、どうしても勤務せざるを得ない状況の方、特別な支援が必要なお子様、及び特別な事情のある方のみお預かりします。但し、建物や電気・水道などのライフラインの損壊が認められ、保育者の数が確保できない、安全性が確保できない時は、お断りすることがあります。

※4：建物及びライフラインが損壊した場合、登降園時間が変更になる、急なお迎えをお願いする、臨時休園になることがあります。

※5：お子様が、登園していない場合、お子様の安否を園に連絡してください。

◎行事などで保護者が大勢いる際は、職員の誘導に従って、落ち着いて避難してください。その際、まず子どもの避難を最優先とし、その後、大人が避難となります。

◎園外保育の時、安全を確認後、バスで出かけている際は、園に戻るか、最寄りの避難場所（公共施設または小中学校等）へ避難します。その際はメールで連絡し、どちらかに迎えに来てもらいます。

【台風接近・暴風・積雪時の対応について】

①バスの運行が難しい場合、または自家用車での送迎が危険であると判断した場合、1号認定児に限り、臨時休園、登園時間を遅らせる、早めのお迎えをお願いする、バスの運行を中止し送迎のみとさせていただく、ことがあります。

その際の判断は、前日または当日早朝に「コドモン保護者アプリ」、でお伝えします。

②2号・3号認定児につきましては、原則お預かりいたしますが、職員が出勤できない、安全確保が難しいことが予想されますので、お休みいただく、登園時間を遅らせる、早めのお迎えをお願いするなどの安全最優先の対応にご協力いただけますようお願い申し上げます。また災害レベルの命の危険を感じる場合は、園長の責任において臨時休園とさせていただくことがあります。

【記録的豪雨・大雪の対応について】

警報が発令された場合、身の安全を最優先に登園自粛の判断をお願いいたします。

今後自然災害が増え、被害規模が大きくなることが予想されています。最大限の警戒と身の安全の確保をお願いいたします。

22. 何か変更予定がありましたら早めにご相談ください

(支給認定区分・住所・勤務先・勤務時間・世帯状況・連絡先・妊娠出産及び入園申込等)

(1) 支給認定区分、住所、勤務先、勤務時間、世帯状況、連絡先妊娠・出産及び下の子様の入園申込等、何か変更予定がある時は、早めに事務室までお知らせください。

○他市町村への転居の場合、そのまま継続する時は変更手続きが必要です。

早めに申し出るとともに、その月の10日までに手続きしてください。

◎宇都宮市に提出する書類がある場合は、事務室にて書類をお渡しします。記入した書類は、園にご提出ください。園から宇都宮市に提出します。

(1) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更きません。

ア 3号認定から2号認定に変更する場合（手続き不要）

年齢到達で認定区分が変更になる場合、宇都宮市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

イ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（宇都宮市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)

ウ 認定区分を変更する場合（1号認定から新2号・2号への変更）

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（宇都宮市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)

*イ・ウについてはその月の10日までに園に提出 翌月から変更となります。

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（宇都宮市指定様式）

(3) 転園・退園

提出書類：「保育施設等変更申請書」、「退所（園）届」（宇都宮市書式）、「退園届」（園書式）

23. 2号・3号認定：育児休業取得時の保育の継続について

第2子以降の出産に伴い、上のお子様の保育継続を希望される方は、事務室（園長または事務長・吉澤）にお早めに必ずご相談ください。職員体制や利用定員により3号での入園が出来ない場合があります。また入所書類は園経由で市に提出できます。園に事前相談をせずに直接保育課に申し込まれると枠が空かずいつまでも入園できないこととなりますのでご注意ください。

上のお子様が『3～5歳児』の場合

(1) 既に認定こども園に入園していた園児について、下の子が満1歳になるまで継続を認める。

(2) 下の子が満1歳になった後も、引き続き育児休業を取得する場合、家庭状況および児童福祉の観点から必要と認められれば、その年度内で継続できるものとする。

○児童福祉の観点から継続が必要と思われるもの

- ①次年度に小学校就学を控えている場合
- ②児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合

例：保育施設等以外では一貫した集団生活ができない場合（保→幼→保）

上のお子様が『0～2歳児』の場合

認定こども園においては、園が継続して受け入れることを認める場合、産まれた下のお子様が満1歳の誕生日を迎えた月の末日まで保育を受けることができる。

その場合3号認定・保育短時間での利用区分となる。※当園の保育短時間 8:00～16:00

《提出書類》

出生前：出産予定月の確認できるもの ※下記のどちらかを提出

- ・母子手帳の表紙と出産予定日が確認できるページのコピー、
- ・妊婦健康診査受診票のコピー

出生後：「育児休業中の保育継続申請書」※用紙は園にあります。

「育児休業期間を証明できる書類（母親の勤務証明書等）」

出生後1カ月頃までに、保育課提出となります。

24. 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ① 小学校に就学したとき
- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

※満3歳に到達していれば1号認定に区分変更が可能なため、継続して在園できます。

但し、定員に空きがない場合はお断りすることがありますので、お早めにご相談ください。

- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

- ・当園の保育方針及び重要事項説明書に記載されている内容を遵守できない時
- ・費用の滞納が3か月以上あり、納入されない時。

※退園・転園する時、その月の10日までにお知らせください。退園届・転園届を提出していただきます。

25. 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	山 崎 英 明 （園長）
苦情解決責任者	山 崎 直 子 （副園長）
第3者委員	古 口 良 夫
	沼 尾 守 夫
	生 井 兆 二

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

※第3者委員の連絡先は当園にお問い合わせください。その際は匿名で結構です。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(4) 受付方法：面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

26. 加入している損害保険等

【日本スポーツ振興センター】

児童が園内でけがをしたり、または給食等により集団的に病気（集団中毒など）にかかった時は、皆様の加入している健康保険で治療を受けていただき、保険で給付されない自己負担分を日本スポーツ振興センターにおいて負担します。長期の治療が必要な場合や入院・手術等が必要な場合は園にご相談ください。

○災害共済給付にかかる掛金について

施設負担額	135円	}	350円（H31.4改定）
保護者負担額	215円		

※ 入園時あるいは年度切り替え時に加入していただきます。

保護者負担分については、PTA会費から日本スポーツ振興センターへ支払います。

なお、全国組織ですので、年度の途中で他の園に転園されても年度内は継続できます。

死亡見舞金	28,000千円
医療費支給対象下限額	5千円
医療費支給期間	10年間

【賠償責任保険】

(1) 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

(2) 保険の種類 幼稚園賠償責任保険

(3) 保険金額

【施設】	園児1名	1億円	1事故	4億円
【生産物】	園児1名	1億円	1事故	3億円

【行事参加者にかかわる「普通障害保険」】

行事等の際、随時契約しています。掛け金は当園で負担します。

27. 個人情報保護に関する基本方針

当園では、皆様からお預かりした個人情報を、園児に対する教育効果を高める為、正当な目的に使用します。記入された個人情報は、個人情報の諸規定に基づき厳重に管理します(「個人情報に関する基本方針」を参照)。**つきましては、収集した個人情報を利用する為、別紙の「利用契約書」の記入提出をお願いします。なお、同意の無い方は、連絡・その他、園生活に支障がある場合もありますので、予めご了承ください。**

認定こども園 釜井台幼稚園 個人情報保護に関する基本方針

当園は、個人情報の重要性を深く認識し、情報の保護の徹底を図るため以下に示す方針に基づき行動します。

- ①個人情報の保護に関する法令、およびその他の関連法令を遵守します。
- ②個人情報の取得に際しては、利用目的をできるだけ特定し、保護者に通知・公表します。
- ③個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
- ④個人情報の紛失・漏洩、および盗難防止のため安全管理措置を講じます。
- ⑤個人情報に関する問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

園児や保護者の方の個人情報の取り扱いについて

1. 収集目的

当園は、皆様からお預かりした個人情報を園児に対する教育的効果を高める為、園児の在籍管理、教育活動や当園業務の適正な範囲、その他正当な目的の為にのみ使用します。なお情報収集の際に保護者の同意が必要と判断した場合、事前に利用目的などを告知し、同意を得よう努めます。なお、同意が得られない場合は、同意する者の範囲で作成、配布するなどの対処をいたします。

お預かりした個人情報を利用する主な目的は以下の通りです。

- ・ 入園手続き（入園申込書）
- ・ 園児管理（保育料等の集計・バス・送迎コースの作成・卒園台帳への記入等）
- ・ クラス運営（出席簿・クラス名簿・家庭状況の把握・緊急時の連絡・配布物・郵便物・家庭訪問・個人面談等）
- ・ 園内における個人名の表示（靴箱・ロッカー等、園配布物、作品の展示等）
- ・ 健康管理（健康状況把握及び健康診断結果の収集・利用、保険、急な病気・ケガの際の連絡）
- ・ P T A 活動（役員・委員・係の選出及び名簿作成）
- ・ 発表会・卒園式・卒園アルバム・文集の作成、配布
- ・ 卒園後に必要のある連絡（運動会招待状・同窓会招待状 等）
- ・ 国・県・市町村などへの補助金、各種統計調査等、提供・報告を求められる情報
- ・ 早朝保育（おひさまぐみ）、預かり保育（ことりぐみ）、延長保育（ふくろうぐみ）、土曜保育・課外教室等の管理・連絡
- ・ 未就園児親子教室（たけのこくらぶ）の管理・連絡
- ・ 園児管理システム「コドモン」を使用しての管理・相互連絡・写真等を含めた情報発信

※ 園生活で撮影された写真や園ホームページ（在園児保護者向けのクローズドページ）上の写真等は、通常、特定の個人情報を容易に検索できるものではない為、「個人情報」には該当しません。その為、園がそれを展示したり、園児や保護者に提供したりする事について、個人情報保護法第 23 条の本人及び保護者の同意を求める手続きは必要ありません。

※ 個人情報の提供を頂けない場合は入園手続き及び入園後の連絡等に支障がある場合があります。

2. 第三者への非開示

当園は、以下の場合を除き、保護者の承諾無く、個人情報を第三者に開示する事はありません。

- ・ 法令の規定による場合
- ・ 園児や保護者の生命・健康・財産等の重大な利益を保護する又は公共の利益を保護する為に必要とする場合
- ・ P T A 活動における役員・委員・係の選出・連絡の為にクラスの園児名・連絡先を開示する場合
- ・ 進学先（小学校）、転園先等との必要ある連絡、事務手続きの場合
- ・ 国・県・市町村などへの必要ある書類提出、報告の場合
- ・ 教育上必要のある関係専門機関との報告・連絡などの場合
- ・ 外部の保育者向け研修・保育者養成校等での講義・研究に使用するなどの場合
（写真・動画等個人が特定できない様十分に配慮します）

※ 原則として園児の個人情報に対する問い合わせには応じません。

3. 保育中撮影した動画及び写真の取扱い

- ・ 現在、園長が宇都宮共和大学で非常勤講師をしています。また、園長及び職員が保育者向けの外部研修等において講師や発表者を務めることがあります。その中で園での子どもの姿を写真や動画を使ってスライドショーで説明したり、印刷して資料として配布したりする場合があります。その際は個人が特定できないよう十分に配慮し、資料等は使用後その場で回収します。
- ・ インターネットを利用した写真閲覧・販売システム「はいチーズ」に普段の保育・お子様の様子を当園職員が撮影した写真を年に数回 UP しています。また、当園と業務契約をしている伊東写真館もインターネットを利用し、行事等の写真を閲覧・販売しております。写真販売においては、お子様が写っている写真を他の保護者が閲覧・購入することができます。
- ・ 園児管理システム「コドモン」を使用し、当園職員が撮影した普段の保育・お子様の様子を「活動の記録（写真とコメント）」を配信しています。お子様のお写真が他の保護者宛の連絡帳、お知らせ一斉配信及び活動の記録に含まれることがあります。

●保護者へのお願い

- ・ ご自身のお子様の写真等の使用を許可いただけない方は、お手数ですがお申し出ください。
- ・ SNS やブログ等への引用・転載をしたり、外部に流失させたりしないでください。他のお子様や保護者、職員の個人情報の保護にご協力ください。特に下記の3点にご配慮ください。
- ・ インターネットを利用した写真閲覧・販売システムに掲載した写真動画、 ・ 保護者アプリに配信した写真・動画
- ・ 園の保育中や行事で保護者が撮影した動画・写真等をインターネットに UP する際、個人や場所が容易に特定できるもの、または犯罪に利用される可能性があるもの。

4. 個人情報の委託

当園は、園児や保護者の個人情報を以下の際、外部委託する場合があります。

なお委託先については、個人情報取り扱いの安全性確認、秘密保持契約の締結等、適切な管理を行っています。

- ・ 保育料引き落とし、健康診断、歯科検診、尿検査、保険、卒園アルバムの作成、「コドモン」の登録情報、・「はいチーズ」登録情報、課外教室

5. 個人情報の管理、廃棄について

当園は、園児や保護者の個人情報は、個人情報の諸規定に基づき厳重に管理します。また、必要なくなった個人情報の廃棄は、破砕処理もしくはデータの消去など厳格な廃棄処理を行います。ID カード等は年度末又は年度当初に、回収します。

6. 個人情報に関する問い合わせ

当園は、情報主体の方が個人情報の確認、訂正等を希望される場合、ご相談いただければ速やかに対応いたします。

個人情報に対するお問い合わせ先

認定こども園 釜井台幼稚園 Tel028-673-0238 E-mail : info@kamaidai.ed.jp

個人情報管理担当：園長 山崎 英明

28. 感染症対策

令和 5 年 5 月 8 日（月）より新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが 2 類から 5 類へ変更となりました。それに伴い感染症対策を見直しました。 感染対策の詳細は園ホームページに Up しております。ご確認ください。

29. 保護者アプリ「コドモン」を導入

保護者の皆様にもっと便利につながり、情報共有できる方法として、[保護者アプリ「コドモン」](#)を導入しています。[入園後必ずご登録ください。](#)

【アプリを使ってできること】

- 毎朝の検温結果の報告
 - 欠席・遅刻・預かり保育の申込・登降園方法の変更
 - おたより帳機能での情報共有（0・1 歳児）
 - 園からのお便り・感染症情報の受信（ペーパーレス化）
 - 写真とコメントで保育の様子を伝える「活動の記録」の配信
- ※園で保育者が撮影したたくさんの写真は年に 3 回ネットで販売。

30. 課外教室

当園では保育終了後に、外部講師による様々な「課外教室」があります。ホームページ「よくある質問」を参照してください。

入園後、進級後に各教室より案内がありますので、希望される方はそちらをご覧ください。

※園で行っている事業ではありません。別料金になります。

31. 園務でパソコン・タブレット・携帯電話・トランシーバーを使用しています

保育者が業務でパソコン・iPad・スマートフォン・トランシーバーを使用しています。これは、出欠席管理・記録・計画の作成等、または園内の情報共有に使用しています。

業務効率化し、より子どもに向き合う時間の確保を図っています。

32. 下記の物品のご寄付をお願いしています。

お願いする際は、その都度お知らせします。

- (1) ペーパータオル (200 枚入り・ビニール包装)
年少・年中・年長は 2 個、 ふたば、つぼみは 1 個
- (2) ボックスティッシュ まめ・ふたば：2 個、つぼみ 1 個
- (3) ぞうきん 1～2 枚 年少・年中・年長

33. 幼児教育・保育の無償化

「幼児教育・保育の無償化」についての詳細は、宇都宮市ホームページで御確認ください。

トップページ＞暮らし＞子育て＞保育＞幼児教育・保育の無償化

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1018637/index.html>

【無償化の項目】

項目	対象	金額
利用料(保育料)	3歳以上児 0～2歳児の住民税非課税世帯	無償
預かり保育料	保護者が保育を必要とする事由に該当する場合(新2号認定)。 満3歳児の市町村民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化されます。 保護者の方はこれまで通り預かり保育の利用料を園に支払い、後日園を通して宇都宮市へ請求書を提出することで、市から指定口座に無償化対象分の利用料が償還(振込)されます。	日額450円を上限に利用料無償 月額11,300円を上限に利用料無償

34. 利用者納付金一覧

当園では無償化対象外の納付金を徴収させていただいています。

当園では、入園料はいただいておりません。

・〔納入方法〕 足利銀行口座振替 毎月10日に引き落とし。口座の無い方は、開設をお願いします。

項目	幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園	
支給認定区分	1号認定	新2号認定
時間区分	教育標準時間	
基本時間	(8:30～)10:00～14:00(～18:00)	(7:00～8:30)(8:30～)10:00～14:00(～18:00)
利用可能曜日	月～金	
土曜保育	原則利用不可	
長期休暇	有り(春・夏・秋・冬) ※長期休暇中の預かり保育は特別な事情がある場合のみ。要相談。	長期休業中も預かります。
預かり保育 延長保育 時間及び料金	【預かり保育・ことりぐみ】(ランチルーム) タ①14:00～17:00 600円/回 タ②14:00～18:00 700円/回 ☆おやつ代☆ 150円×回数 【午前保育】 11:00～18:00 1,000円/回 ☆おやつ代☆ 150円×回数 ☆給食費と別に昼食代を別途徴収☆ 【早期預かり保育・おひさまぐみ】(ランチルーム) 時間:7:00～8:30 料金:450円/回 ※弟・妹が3号⇒無償 【預かり保育・ことりぐみ】(ランチルーム) タ①14:00～17:00 600円/回 タ②14:00～18:00 700円/回 ※どちらも無償化の対象です。 「幼児教育・保育の無償化」に伴い、1号認定園児であっても2号認定相当の条件をクリアできる方(新2号認定)は、日額450円(月額11,300円上限)での無償化対象となります。	
保育料	3歳以上児は利用料(保育料)が無償化となります。 ※1号認定児は満3歳(3歳の誕生日)からの無償化になります。 ・利用者負担額(保育料)の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市民税額の所得割課税額を合算して算定します。 ・子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもの第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。 ※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。	
施設充実管理費	3,500円/月 ※園舎・園庭・保育備品の購入・管理・整備、ICT機器の購入・管理、光熱水費の高騰対応等に使用	
特別教育費	6,000円/月 ※教材・絵本・体育指導・研修・手厚い職員配置、職員の安定雇用及び処遇改善等に使用。	
給食費	7,700円/月(週5回) ※8月を除く	9,500円/月

	※給食業務は外部委託（（株）宮食）です。給食費は調理委託料として、食材購入、栄養管理及び献立作成、調理、食具・調理器具厨房機器の購入・維持管理、調理に係る光熱水費、調理員の人件費等が含まれています。 ※園外保育などの際にお弁当をお願いすることがあります。 ※1号認定児のみ8月分の給食費の徴収はしません。新2号認定児は、8月も徴収いたします。 ※原則返金は致しません。 【副食費減免対象】 ①1号・2号認定の年収360万円未満世帯 ②2号認定の第3子以降児童（第1子を18歳までとした第3子以降） ③1号認定の第3子以降児童（第1子を18歳までとした第3子以降）
PTA会費	600円/月 行事・誕生会の商品、プレゼント、保険料、PTA活動事務費、連合会会費、卒園記念品
月額施設整備費（通園バス代）	【月額施設費】（通園バス利用者のみ徴収） 3,500円/月（往復乗車） 2,000円/月（片道乗車） ※8月を除く ※通園バス利用者のみ徴収。 ※満3歳児バス乗車につきましては、3歳の誕生日を目安に乗車可能かどうかご相談の上判断します。乗車時の安全確保ができない場合やバスコースのルート変更・乗車定員オーバーなどの理由によりお断りすることがあります。乗車希望の方は早めにご相談ください。 ※臨時のバス乗車は原則できません。 ※年度途中の通園方法変更はできるだけご遠慮ください。 ※出産・転居・ご家族の入院やご不幸など、やむを得ない事情の際は、ご相談ください。 ※原則返金は致しません。 ※自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園時など、安全な運行が保障できないと判断した場合は、園バスの運行を中止することがあります。また、運転手が急な体調不良で運転が出来ない場合も運行を中止することがあります。
行事費	実費（その都度ご案内します） ※3歳以上児は遠足代・卒園準備預金（5歳児のみ）等の徴収があります。
入園受入準備費	5,000円（手続き時のみ）
制服・道具等	約35,000円 3歳児クラス（年少）進級時より必要（帽子、制服、体育着、カバン、通園バック、ハサミ・ノリ・クレヨンなどの道具類等）
入園申込	園に直接申込む。〔募集要項配布・入園申込受付開始〕9月上旬
選考方法	面接

項目	幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園			
支給認定区分	2号認定		3号認定	
時間区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
基本時間	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00	8:00～16:00
開園日	月～土（休園日：日曜日、祝日、12月29日から1月3日）			
開園時間	7:00～19:00（土曜日7:00～18:00）			
土曜保育	両親共土曜勤務有りなどの要件を満たす方のみ利用可。利用料は保育料に含む。			
長期休暇	通常保育と同様の対応			
預かり保育 延長保育 時間及び料金	【延長保育・ふくろうぐみ】（ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：300円/回 上限3,000円/月	【早朝預かり保育・おひさま】（つぼみ1くみ） 時間：7:00～8:00 料金：300円/回 【預かり保育・ことりぐみ】（ランチルーム） 時間：16:00～18:00 料金：150円/30分毎 【延長保育・ふくろうぐみ】（ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：150円/30分毎	【早朝預かり保育・おひさま】（おひさまぐみ） 時間：7:00～8:00 料金：300円/回 【預かり保育・ことりぐみ】（つぼみ1くみ） 時間：16:00～18:00 料金：150円/30分毎 【延長保育・ふくろうぐみ】（ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：300円/回 上限3,000円/月	【早朝預かり保育・おひさま】（おひさまぐみ） 時間：7:00～8:00 料金：300円/回 【預かり保育・ことりぐみ】（つぼみ1くみ） 時間：16:00～18:00 料金：150円/30分毎 【延長保育・ふくろうぐみ】（ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：150円/30分毎
保育料	3歳以上児は利用料（保育料）が無償化となります。 ※2号認定児は3歳の誕生日を迎えた翌4月より無償化になります。			

	<u>○3号認定児は、市町村民税非課税世帯のみ無償化。それ以外は宇都宮市の設定する利用者負担額（保育料）基準に準じます。</u> ・利用者負担額(保育料)の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市民税額の所得割課税額を合算して算定します。 ・子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもの第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。 ※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。	
施設充実管理費	3,500 円/月 ※園舎・園庭・保育備品の購入・管理・整備、ICT機器の購入・管理、光熱水費の高騰対応等に使用	
特別教育費	6,000 円/月 ※教材・絵本・体育指導・研修・手厚い職員配置、職員の安定雇用及び処遇改善等に使用。	
給食費	9,500 円/月 (主食費 4,000 円+副食費 5,500 円) 原則返金致しません。	園からの徴収なし 給食費(主食・副食)は保育料(無償)に含まれる。
	※給食業務は外部委託（(株)宮食）です。給食費は調理委託料として、食材購入、栄養管理及び献立作成、調理、食具・調理器具厨房機器の購入・維持管理、調理に係る光熱水費、調理員の人件費等が含まれています。 ※園外保育などの際にお弁当をお願いすることがあります。 ※原則返金はいたしません。 【副食費減免対象】 ①1号・2号認定の年収360万円未満世帯 ②2号認定の第3子以降児童（第1子を18歳までとした第3子以降） ③1号認定の第3子以降児童（第1子を18歳までとした第3子以降）	
PTA 会費	600 円/月 行事・誕生会の商品、プレゼント、保険料、PTA 活動事務費、連合会会費、卒園記念品	
月額施設整備費 (通園バス代)	原則利用不可。送迎のみとなります。 ※但し、1号認定児のみのバスルート上で、バスの運行時間に合わせて乗降できる2号認定児の利用についてはご相談ください。 ※長期休暇中のバスの運行は、いたしません。 ※通園バス利用者のみ徴収。 ※満3歳児バス乗車につきましては、3歳の誕生日を目安に乗車可能かどうかご相談の上判断します。乗車時の安全確保ができない場合やバスコースのルート変更・乗車定員オーバーなどの理由によりお断りすることがあります。乗車希望の方は早めにご相談ください。 ※臨時のバス乗車は原則できません。 ※年度途中の通園方法変更はできるだけご遠慮ください。 ※出産・病気・転居・ご家族の入院やご不幸など、やむを得ない事情の際は、ご相談ください。 ※原則返金は致しません。 ※自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園時など、安全な運行が保障できないと判断した場合は、園バスの運行を中止することがあります。また、運転手が急な体調不良で運転が出来ない場合も運行を中止することがあります。	
行事費	実費(その都度ご案内します) ※3歳以上児は遠足代・卒園準備預金(5歳児のみ)等の徴収があります。	
入園受入準備費	5,000 円 (入園に係る事務手続きの費用)	
制服・道具等	約 35,000 円 3歳児クラス(年少)進級時より必要(帽子、制服、体育着、靴、通園バック、ハサミ・ノリ・クレヨンなどの道具類等)	私服。道具類は園のモノを使用。
入園申込	保育を必要とする要件を確認し必要書類を揃えて、宇都宮市保育課・地区市民センター・認定こども園のいずれかに提出。 ※詳細は市 HP の「教育・保育施設等入所のご案内」でご確認ください。	
選考方法	宇都宮市が保育の必要性の高い順に、各園の受け入れ可能な範囲内で利用調整をする。入所内定後、園から連絡の上、面接となります。	

○園児服・保育用品等の詳細な金額については、入園時または年度末に別紙でお渡ししますので、そちらをご参照ください。

◎納付金等は、状況により変更なることがあります。

第3子以降における副食費補助対象者の拡大について

令和3年度より新たに栃木県単独補助事業として、第3子以降の1号認定児における副食費の補助対象者が拡大となっています。（R3.4.24 宇都宮市保育課通知より抜粋）

① 従来の補助対象者（令和3年3月31日まで）

第1子年齢： 0歳 満3歳 就学前 小学校3年生 18歳

1号認定 私学助成 (3～5歳児・教育)	保育料	-	無償化	
	副食費	-	国制度で免除・補助	免除・補助なし (生保のみ補助)
2号認定 (3～5歳児・保育)	保育料	無償化		
	副食費	国制度で免除	県制度で免除	



② 県制度対象拡大（令和3年4月～）

第1子年齢： 0歳 満3歳 就学前 小学校3年生 18歳

1号認定 私学助成 (3～5歳児・教育)	保育料	-	無償化	
	副食費	-	国制度で免除・補助	【新】県制度で 免除・補助
2号認定 (3～5歳児・保育)	保育料	無償化		
	副食費	国制度で免除	県制度で免除	

※ 3号認定（0～2歳児・保育）の保育料（副食費を含む）については、2号認定と同様、国・県制度で免除

保育所、認定こども園、地域型保育事業、施設型給付の幼稚園を利用されている保護者の方へ

令和元年10月1日から
3歳児から5歳児までの保育所、認定こども園などを
利用する子どもの保育料が無償化されます。
 ※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもも対象になります。

保育所、認定こども園などを利用する子ども

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 認定こども園の教育部分(1号認定)、施設型給付の幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
 - 通園送迎費、食材料費(※1)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(※2)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
 - ※1 2号認定の子どもの場合、これまで月々の保育料において副食費(おかず・おやつ等)をご負担いただいていたが、副食費が無償化の対象外となるため、無償化に伴い2号認定の3歳児～5歳児クラスの子どもは副食費を含めた給食費として在園施設にお支払いいただくことになります(詳しくは裏面をご覧ください。)
 - ※2 第3子以降の子どものカウント方法は次のとおりです。
 - ・ 認定こども園、施設型給付の幼稚園の1号認定・・・小学校3年生修了時までを第1子(国基準)
 - ・ 保育所、認定こども園等の2号認定・・・18歳未満(就学している場合は22歳未満)までを第1子(県基準)
- **0歳児から2歳児までの子どもたちについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます(宇都宮市はすでに無償)。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額となります。
 - ※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
 - また、18歳未満までの第3子以降の子どもについては、保育料が無償となります。
- **2号認定、3号認定の子どもの延長保育は無償化対象外です。**
 - ※ 保育所、認定こども園などを利用している方は認可外保育施設等のご利用分も無償化の対象外となります。

【手続について】

- **毎月の保育料の無償化に伴う申請手続きは不要です。**
 - ※ 預かり保育を利用する場合は別途手続が必要となります。詳しくは裏面の「認定こども園などの預かり保育を利用する子ども」をご覧ください。

保育料以外については裏面をご覧ください。

認定こども園などの預かり保育を利用する子ども

手続きが必要！

【対象者・利用料】

- 認定こども園の教育部分（1号認定）、施設型給付の幼稚園を利用している方で、保育の必要性の認定を受けた場合、在籍する認定こども園などの預かり保育を利用する3歳から5歳の子どもの預かり保育の保育料が、利用日数に応じて、1日あたり450円、月額11,300円まで無償化されます。

※ 原則、通われている認定こども園などを経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育施設の利用と同等の要件）がありますので、宇都宮市にご確認ください。

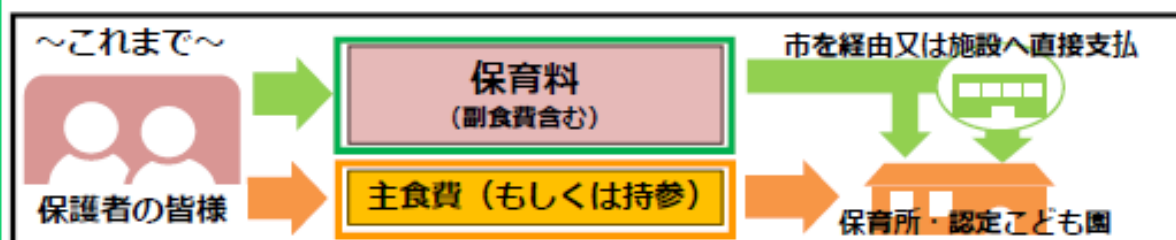
※ 預かり保育利用時の給食やおやつ代などについては無償化の対象外です。

- 満3歳の市町村民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化されます。
- 保護者の方はこれまでどおり預かり保育の利用料を施設に支払い、後日宇都宮市へ請求いただくことで、市から指定口座に無償化対象分の保育料をお支払いします。

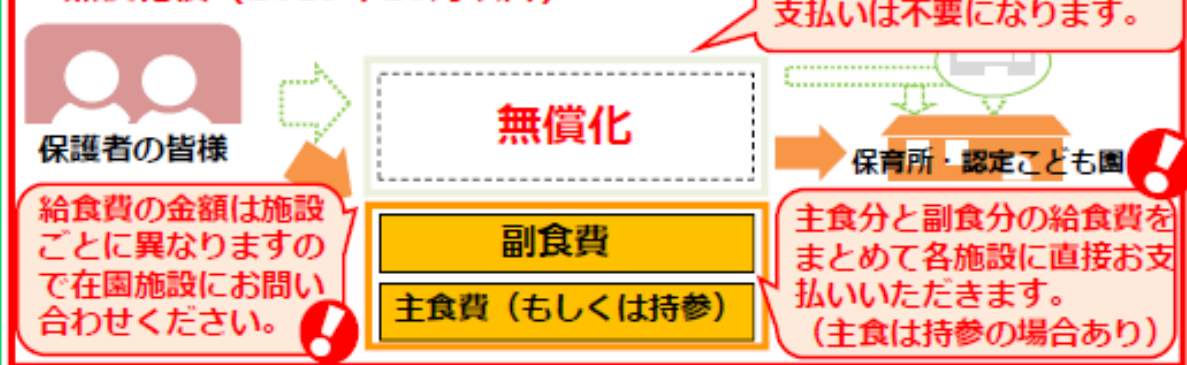
※ 請求受付期間等については、市ホームページや施設を通じてお知らせいたします。

2号認定児童における10月以降の副食費について

- 令和元年10月1日以降、2号認定の3歳児～5歳児クラスの子どもについては、副食費の支払先が在園施設になります。副食費の金額については、在園施設にお問い合わせください。



～無償化後（2019年10月以降）～



問い合わせ先：宇都宮市子ども部保育課

TEL:028-632-2393・2394

預かり保育事業・一時預かり事業・認可外保育施設・病児保育事業を

利用する保護者の方へ

【幼児教育・保育の無償化の請求手続きについて】

新2号認定児

子育てのための施設等利用給付認定を受けた方で、預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設、病児保育事業を利用された方は無償化対象金額分をお振込みいたしますので、次の方法で請求期間中に市へ請求してください。

1 対象となる児童

事前に子育てのための施設等利用給付認定申請（第2号又は第3号）の認定を受けている児童

2 無償化対象金額の支払方法

保護者の方が下記請求受付期間に提出書類をまとめて、市へ提出（請求）後、下記請求受付期間の提出月の2か月後の末日までに指定口座へ振り込む「償還払い」となります。

3 請求受付期間

次の期間内に請求期間前までの利用月分をまとめて市へ請求

- ・ 幼稚園、認定こども園、保育所に在園されており、預かり保育を利用されている方（日常的に一時預かり保育を利用されている方を含む）は在園施設へ御提出ください。
- ・ 上記以外の施設を利用されており、施設において取りまとめを行っていない場合は、市役所保育課窓口へ提出又は郵送でお送りください。郵送の場合は下記の郵送先等を確認の上、郵送でお送りください（郵送料は保護者負担、請求期間中の消印は有効）。

○ 毎年1月、4月、7月、10月の5日から20日まで（土日祝日の市役所閉庁日は除く）

※ 具体的なスケジュールについては、市ホームページに掲載いたします。

例：令和2年1月請求月の場合

令和2年1月11日が土曜日のため、翌開庁日となる1月13日（月）から24日（金）

までの期間中に、令和元年10月から12月までの利用分を請求し、市から令和2年3月末日までに指定された口座へ無償化対象金額分を振込

4 提出先

認定こども園 釜井台幼稚園 → 宇都宮市役所 保育課

5 提出書類

- ① 施設等利用費請求書※3
- ② 領収証（未請求月分）※4
- ③ 提供証明書（未請求月分）※4

令和5年度 クラス担任

R5.5.1 作成

学年	クラス	胸章	役職	担当者	
0歳児	まめ (5名)	花 ピンク	副主幹	織田 麻友美 村上 遥香 齋藤 佐織 (R5.10～)	坂本 陽子 星 真理子 (看護師) 堀 江典子 (子育て支援員)
1歳児	ふたば1 (10名)	ひよこ 赤	副主幹	大野 淳子 山口 真奈、永嶋 菜々	山本 なえ (子育て支援員)
	ふたば2 (10名)	ひよこ 黄	副主任	亀田 千夏 前地 幸代、藤澤 ゆりあ	
満3歳児 2歳児	つぼみ1 (11～18名)	うさぎ ピンク	副主任	菊池 有佳里 青木 美怜、鈴木 芽衣	細井 晴菜
	つぼみ2 (12～19名)	うさぎ 黄緑	主任	大清水 美希 杉山 紗由里、菊地 賢子	
年少・3歳児	すみれ1 (26名)	くま 赤	主任	高津戸 杏花	五十嵐 直美
	すみれ2 (26名)	くま 黄		茂垣 美心	太田 良江
	すみれ3 (26名)	くま 桃	副主任	高野 悠菜	辻 加奈子
	すみれ4 (26名)	くま 黄緑		渡辺 美羽	飯田 さおり
年中・4歳児	きく (21名)	黄	副主任	岡田 玲奈	手嶋 結 (R5.6.1～)
	ひまわり (21名)	みかん		宮下 友里	高橋 里紗
	たんぽぽ (21名)	ぼたん		澁谷 愛	藤田 香織
	ちゅうりっぷ (21名)	桃	主任	川田 有理	佐々木 祥子
年長・5歳児	うめ (24名)	水	副主任	菅野 仁穂	青木 加奈子
	もも (24名)	緑		柳田 麻佑	
	さくら (24名)	紺	主任	片山 千晶	日比 紋子
	りんご (24名)	黄緑		塩沢 尚実	

満3歳児は、誕生日翌月より登園開始。

【全体フォロー】

主幹保育教諭 手塚 雅子、佐藤 祥代 指導保育教諭 植木 好子、五味渕 智美

●なんでもご相談ください。私たちは子育て応援団です。

子育ては、楽しいことも嬉しいこともたくさん、星の数ほどありますよね。かわいいうるぐさに癒されたり、ちょっとしたことに成長を感じて喜んだり……。ほんと小さな幸せを感じる瞬間はたくさんありますよね。でも反面、なかなか泣き止まない、寝てくれない、食べてくれない、言うことを聞いてくれない……。どうしたら良いの!? いいかげんにして!と叫びたくなるような時もありますよね。思い通りにはなかなかいかないのも子育ての一面。当たり前ですが、子どもだって意志があります。親の所有物ではありません。あなたと同じ人権を持った人間です。

もしイライラして怒鳴りたい時や手を挙げそうになった時は、深呼吸して 5 秒数える。それでもダメならトイレに行く、その場を離れる。つらい時には誰かに助けを求めてください。「大変なんだよ」、「いっぱいいっぱいなんだよ」「助けてよ」と伝えて良いんです。

そこでどうかお願いします。不安・疑問・悩み・愚痴など、一人で抱えないでください。子育て・園生活・発達・教育・ご家庭のことなど、なんでもお話しください。もちろん、嬉しいことや楽しいこともです。お子様のことを一緒に考え、悩み、笑い、泣き、楽しむ。できることがあればお手伝いさせていただきます。

私たちは、子どもは「神様がくれた宝物」だと思っています。あなたのお子様がこの世に生を受け、あなたのもとに産まれて来たことは「奇跡」なのです。

もし、子育てがづらくなった時には、お子様が産まれた時の喜びを思い出してください。その時湧き上がった感情を、想いを、いつまでも忘れないでください。

そして、あなたとご家族がもっているたくさんの愛情をたっぷりとお子様に注いであげてください。ぎゅっと抱きしめる、愛してると言う、話を聴いてあげる……。子どもは愛されている実感があれば、健やかに成長し、心が折れそうな困難にも自分の力で立ち向かい、それでも難しい時には誰かの支えを受けながら、前を向いてしっかり生きてくれるでしょう。

お子様の幸せ、そしてあなたとご家族の幸せのため、私たちは子育てを応援したいと思っています。一緒に子育てをするグッドパートナーになりましょう。

何でもご相談ください。どうぞよろしくお願いいたします。



意見書 (医師記入)

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(病名) 該当疾患にチェック ☒ をお願い致します

☐	麻疹 (はしか)
☐	新型コロナウイルス (SARS コロナウイルス 2)
☐	風疹
☐	水痘 (水ぼうそう)
☐	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
☐	結核
☐	咽頭結膜熱 (プール熱)
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

集団生活に支障がない状態になりましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日から
登園・登校可能と判断致します。

但し体育 (可 ・ 不可) ・プール (可 ・ 不可)

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印 _____

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され登園・登校を再開する際には、この「意見書」を「教育・保育施設」「学校」に提出してください。

◎新型コロナウイルス感染症治癒後の登園にあたって、医師が記入した「意見書」の提出は当面の間、必要ありません。(R5.9.1 現在)

医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症

感染症名	症状	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、食欲不振、口中・首に赤い発疹、咳、鼻汁結膜充血、めやに	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス (SARSコロナウイルス2)	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常など。 無症状のまま経過することもある。	個人差があるが、発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれている。 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する。	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。 ・無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。 ※登園停止解除後、発症から10日を経過するまでは、可能な限りマスク着用を推奨する(2歳未満児には求めない)。 ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
風しん(三日はしか)	発熱、発疹、リンパ節腫脹	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん(体幹から全身、頭髮部、口腔内)紅斑から丘疹、水疱、痂皮	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふくかぜ)	発熱、片側ないし両側の唾液線の有痛性腫脹(耳下腺が最も多い)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	肺結核では咳、痰、発熱で初熱しおおむね2週間以上遷延する。乳幼児では重症結核(粟粒結核、結核性髄膜炎)になる可能性がある。		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、結膜炎(結膜充血)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	流涙、結膜充血、目脂、耳前リンパ節の腫脹と圧痛	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	感冒様症状、夜間に激しい咳 乳児期早期は典型的な症状は見られず無呼吸発作からチアノーゼ、けいれん、呼吸停止	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度。		医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要なく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	潜伏期は1日で強い眼の痛み、異物感で始まり、結膜の充血、特に結膜下出血を伴うことが多い。眼瞼の腫脹、眼脂、結膜浮腫、角膜表層のび慢性混濁などがみられ眼痛、異物感がある。		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	髄膜炎例では、頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害、乳児では大泉門膨隆等を示す。敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びにDIC(Waterhouse-Friedrichsen症候群)に進展することがある。特徴として、点状出血が眼球結膜や口腔粘膜、皮膚に認められ、また出血斑が体幹や下肢に認められる。		医師により感染の恐れがないと認められていること

季節性インフルエンザは「意見書」ではなく「インフルエンザ経過報告書(教育・保育施設用)」を

登園再開時に提出。書式は、かかりつけ医・園でもらうか、市ホームページからPDFをダウンロード。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/kansensho/influenza/1018816.html>



施設長・学校長 様

登園・登校届 (保護者記入)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(病名) 該当疾患にチェック ☒ をお願い致します。

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑 (りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	R S ウイルス感染症
☐	带状疱疹しん
☐	突発性発しん

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) に
おいて上記と診断されましたが、その後、裏面「登園・登校のめやす」の状態となり、集
団生活に支障がないと判断しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園・
登校致します。

年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

※保護者の皆様へ

上記の感染症については、裏面の「登園・登校のめやす」を参考に記入し、施設・学校への提出を
お願いします。

「教育・保育施設」「学校」は、集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合には、大きな影響
を及ぼします。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供達が一日快適
に生活できることが大切です。「教育・保育施設」「学校」での集団生活に適應できる状態に回復し
てから登園・登校するようご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が登園・登校届を 記入することが考えられる感染症

感染症名	症状	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛を発症 しばしば嘔吐。掻痒のある粟粒大の発しんが出現。	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後3～4週間咳が持続する。肺炎にしては元気で一般状態は悪くない。	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜及び四肢末端（手掌、足底、足背）に現れる。水疱は痂皮形成せず治癒。口内炎がひどく食事を摂れないことがある。	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	軽いかぜ症状を示した後、頬が赤くなり手足に網目状紅斑が出現する。発しんが治っても直射日光や入浴で発しんが再発することがある。	発しん出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	発熱、嘔気/嘔吐、下痢（黄色より白色調であることが多い）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	突然の高熱（1～3日続く）咽頭痛、口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成咽頭痛がひどく飲食が摂れない。	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RS ウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	小水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れる。正中を超えない。 小児期に帯状疱疹になった子は、胎児期や1歳未満の低年齢での水痘罹患例が多い。	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	高熱が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現。軟便になることもある。初めての発熱であることが多い。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく哺乳できる。		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※集団生活であることを考慮し、早期発見、早期治療に心がけましょう。

※その他の伝染病については、医師の診断に従って下さい。特に下記の疾病と診断された場合は、意見書及び登園・登校届が必須ではなくても、必ず報告し医師の診断に従ってください。

○アタマジラミ症：人の頭髮にだけ寄生して吸血、頭皮のひどいかゆみや湿疹などを生じさせる寄生虫症

○疥癬（かいせん）：「ヒゼンダニ」がヒトの皮膚に寄生しておこる皮膚の病気

○伝染性軟属腫（水いぼ）：ポックスウイルスによる伝染性の強い皮膚感染症

○伝染性膿痂（のうか）しん：一般に” とびひ” と称されている病気で、乳幼児に好発。虫刺され・湿疹などを引っかいた傷や、転んでできた擦り傷などがもととなり、細菌が表皮に感染することによって発症。

○B型肝炎：B型肝炎ウイルスに感染することによって生じる肝臓の病気のこと。B型肝炎ウイルスは主に感染者の血液や体液を介して感染。

認定こども園 釜井台幼稚園は

遊びや園生活の中で、環境（ヒト・モノ・コト）を通して、子どもが主体性を発揮する保育・教育
未来を生き抜く力と学びの芽生えを育てる保育・教育
子どもと一緒にドキドキ・ワクワクする保育・教育

を目指しています



学校法人 やまざき学園
認定こども園 釜井台幼稚園

そのために

子どもが子どもらしく、のびのび、いきいき、ドキドキ、ワクワクする生活を
愛されている実感を 人を好きになる喜びを モノや自然と関わる楽しさを
未来につながる 今しか出来ない 遊び体験を

大切にしています

学校法人やまざき学園 幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園

〒329-1104 宇都宮市下岡本町4-5-48 TEL 028-673-0238 FAX 028-673-0372

E-mail : info@kamaidai.ed.jp HP : <http://www.kamaidai.ed.jp>

リクルート専用 HP : <https://recruit.kamaidai.ed.jp>

この「重要事項説明書」は、園の保育方針・内容、ご利用いただくにあたってルール・合意事項を記したものです。必ず全てを読んで「利用契約書」に記入・押印の上、1通提出をお願いいたします。ご提出いただけない場合は、入園のご再考をお願いすることがあります。尚この冊子は卒園まで保管して下さい。